

2025 年 7 月
慶應義塾大学出版会

島田 真琴

『イギリス取引法入門』

2025 年補遺

(ISBN978-4-7664-2112-5) (2014 年)

イギリス取引法入門（本書）刊行後の 11 年間に重要な判例法の変更や法改正があったので、読者の便宜のために補遺を掲載します。本書各章を読まれる際に以下の関連箇所を参照すれば、イギリス取引法の最新の動向を知ることができます。

2025 年 7 月 島田 真琴

第 1 章（イギリス法とは）

【イギリスの EU 離脱に伴い、1972 年欧州共同体法は廃止された。】

○ 5 頁（第 1 章 1 (4) EU 法）：同頁 2 行目末尾に以下を挿入する。

「しかし、イギリスは 2020 年 1 月 31 日に EU から離脱し、1972 年欧州共同体法は同年 12 月 31 日で廃止された。その結果、2021 年以降に施行された EU 規則は、イギリス国内法としての拘束力を生じない。ただし、それ以前にイギリス法に取り込まれた EU 法のうち約 7 割は、今も国内法に「同化された法律 (Assimilated law)」として存続している。」

第 2 章（裁判所と法律専門職）

【家庭裁判所の新設とチャールズ国王の即位 (2022 年 9 月) に伴い裁判所名等が変更された。】

○ 7 頁 4 行目「及び」の前に「、家庭裁判所 (the Family Court)」を挿入する。

○ 8 頁 9 行目「(2)治安判事裁判所 (Magistrates' Courts)」を「(2)治安判事裁判所 (Magistrates' Courts) と家庭裁判所 (the Family Court)」に変更し、11 行目「有している。」の後に以下の文を挿入する。

「家庭裁判所は、離婚、婚姻、親子関係など、家族に関する事件の大半を扱う。」

○ 8 頁 13 行目の「女王座部 (Queen's Bench Division)」を「国王座部 (King's Bench Division)」に、16 行目の「女王座部」を「国王座部」に、22 行目の「女王座部首席裁判官 (the President of the Queen's Bench Division)」を「国王座部首席裁判官 (the President of the King's Bench Division)」にそれぞれ変更する。

○ 8 頁 21 行目「離婚、婚姻及び親子関係事件」を「子の奪取に関するハーグ条約に基づく子供の取戻し、その他国内法では解決できない家族関係に関する難事件」に変更する。

○ 9 頁 8 行目の「女王座部」(2 回) をいずれも「国王座部」に変更する。

○ 9 頁 18 行目の「県裁判所」を「家庭裁判所」に変更する。

○ 10 頁 5 行目の「女王の議会 (the Queen in Parliament)」を「国王の議会 (the King in Parliament)」に変更する。

- 10 頁 19 行目「どのような場合に」から 21 行目「従わなければならない。」までを削除し、代わりに以下を挿入する。

「イギリスは 2020 年に EU を離脱したため、2021 年以降の欧州裁判所の判決には拘束されない。ただし、それ以前の判決は、今でもイギリスの判例法である (2018 年 EU 脱退法 :European Union (Withdrawal) Act 2018 s6、2020 年 EU 脱退合意法 :European Union (Withdrawal Agreement) Act 2020)。」

- 13 頁下から 2 行目～最終行目の「女王の勅撰弁護士 (Queen's Counsel)」を「国王の勅撰弁護士 (King's Counsel)」に変更する。

第 3 章 (イギリス法の法源)

【2021 年 1 月からイギリスは EU から完全に離脱したが、EU 法の一部を国内法化するための法律 (2018 年欧州連合脱退法) やその改廃に関する法律 (2023 年維持された EU 法の改廃に関する法律) が設けられている。】

- 15 頁 4 行目「(ii) EU 法」から 5 行目「決定 (decisions)」までを「(ii) EU 離脱前の EU 法のうち国内法に同化された法律 (Assimilated law)」に変更する。

- 17 頁 (第 3 章 2.EU 法) : 同 頁 6 行目「(1)条約 (the Treaties)」を「EU (European Union) とは」に変更し、次行冒頭の「EU 法の」から 14 行目【正式名称になった。】までを以下の文に変更する。

「EU は、ヨーロッパを中心とする民主主義の国々による国家連合で、加盟国間の移動の自由、通貨統合、共通の外交・安全保障政策など政治的・経済的に緊密な協力関係を持っている。EU の前身は、フランス、ドイツ、イタリア等 6 か国が 1951 年にパリ条約 (註 1) により結成した欧州石炭鉄鋼共同体、及び 1957 年の 2 つのローマ条約 (註 2) による欧州経済共同体と欧州原子力共同体だが、その後拡大・発展を続け、1993 年、欧州連合条約 (Treaty on European Union、通称マーストリヒト条約) により加盟国から主権の一部の委譲を受けた政治・経済統合体として創設された。当初は EC (欧州共同体) と呼ばれ、2007 年のリスボン条約 (註 3) により EU (欧州連合) が正式名称になった。現在の加盟国は 27 か国である。イギリスは、1973 年に欧州経済共同体のメンバーとなり、その後の EU にも加盟していたが、2020 年 1 月 31 日に離脱した。」

○ 18 頁 (第 3 章 2.EU 法) : 同頁 2 行目「この代表として」から次行の「(2001 年)。」までを削除する。

○ 18 頁 (第 3 章 2.EU 法) : 同頁 8 行目「(3)二次的 EU 法規 (secondary EU legislation)」を「(3) EU 法 (European Union Law)」に変更し、次行冒頭「EU の各機関は」から 11 行目「ことができる。」までを以下の文に差し替える。

「EU は、各加盟国の国内の法律と並行して、全加盟国に共通して執行される独立の法体系 (EU 法) を設けている。最も重要な EU 法は、上記の欧州連合条約を始めとする加盟国間の条約である。これらの大半は、EU の機能、機構、立法手続、加盟国の権利義務などの基本事項を定めているが、企業間の競争を制限する EU 機能条約の規定 (Treaty on the Functioning of the European Union, ss101, 102) のように、個人や企業に適用される条項もある。

加盟国の市民を直接規律する EU 法の多くは、上記の欧州閣僚理事会、欧州議会、欧州委員会が、条例から立法権を付与されて制定する二次的法規である。」

○ 18 頁 (第 3 章 2.EU 法) : 同頁本文最終行「決定等である。」の後に、改行して以下を挿入する。

「イギリスは、1972 年に制定した欧州共同体法により、すべての EU 規則を国内法に組み入れ、他の法律に優先する効力を与えていた (同法 2 条)。そのほかにも、議会や政府が、EU 条約・規則・指令等の要求に適合させるために設けた法律や規則などが多数ある。しかし、イギリスの EU 離脱から約 1 年の移行期間を経過した 2020 年 12 月 31 日、欧州共同体法は完全に廃止されたので、それ以降に制定された EU 規則や決定はイギリス国内法としての効力を有さず、また指令に従う必要もなくなった (European Union (Withdrawal) Act 2018, European Union (Withdrawal Agreement) Act 2020)。

(4) イギリスの EU 離脱 (Brexit) と国内法に同化された EU 法

上記のとおり、欧州共同体法は 2020 年 12 月で失効したが、それ以前の EU 法は様々な分野で国内法に組み込まれている。7000 件を超えるこれら法律や規則が同時に廃止されるとイギリスの法秩序に大混乱が生ずるので、2018 年欧州連合脱退法 (European Union (Withdrawal) Act 2018 s. 3) は、2021 年 1 月までに国内法に組み込まれた EU 法を「維持された EU 法 (Retained EU law)」と名付け、とりあえず存続させることにした。しかし、2024 年 1 月、イギリス議会は、「維持された EU 法」のうちの約 600 件を廃止し、残りを「同化された法律 (Assimilated law)」と改名して他の制定法と同等の法律に格下げしたうえ、政府に対し、2026 年 7 月まではこれらを自由に改廃する権限を付与した (Retained

EU Law (Revocation and Reform) Act 2023)。イギリス法は、今後 EU 法から急速に乖離していく可能性があるが、本書が扱っている取引法の分野に関しては、この影響をあまり受けていない。なお、EU 加盟国の裁判所間の裁判管轄及び他の加盟国の判決の執行に関する EU 共通法であるブリュッセル I 規則（第 21 章参照）は、EU 加盟国間の相互主義に基づく規則なので、EU 離脱に伴い完全に失効した。」

○ 21 頁（第 3 章 3. 判例法）：同頁 13 行目「重要である。」の後に、改行して以下を挿入する。

「なお、欧州共同体法が廃止された 2021 年以降の欧州裁判所の判決はイギリスの裁判所を拘束しないが、それ以前に下された判決は、今でも国内法に同化された EU 法の解釈・適用に関する重要な判例法である。ただし、最高裁判所はもはやその判断に拘束されない（European Union (Withdrawal) Act 2018, s. 6)。」

第 5 章 （契約の成立(2)）

【約束的禁反言は一時停止効しか有しないとされている（本章 9(1)）が、その根拠と適用範囲を示す、注目すべき判決が出た（㉔）。】

○ 48 頁～ 49 頁（第 5 章 9. 約束的禁反言の限界：(1) 一時停止効の原則）：48 頁本文下から 10 行目「原則として、」を「多くの場合、」に変更、さらに同下から 9～8 行目「消滅させるものではないと解されている」から下から 5 行目「できる（㉓）。」までを以下のとおり変更し、49 頁の㉓事件と㉔事件の間に以下の㉔事件を挿入する。

「消滅させる効果までは認められない（上記㉔）。債権者の債務者に対する免除や猶予の約束は、契約の履行を困難にする事情が存在するときになされることが多いためである。したがって、約束の前提となった事情がなくなった場合、債権者は、債務者に対して権利行使の通知をした後に合理的な期間を経過したときに元の契約上の地位を回復し、それ以降に発生する債権を請求することができる（㉓）。他方、当該事情が存続している間は、合理的な期間において通知をしても、約束的禁反言の効力は消滅しない（㉔）。」

「㉔ *Virulite LLC v Virulite Distribution Ltd* [2014] EWHC 366 (QB): X は Y との間で、Y が供給する医療装置の米国における販売店契約を締結した。この医療機器は、米国食品医療局が販売を許可するまでは米国内で販売できない。そこで、Y は X に対し、契約に基づく代金の支払を販売許可を受けるまで猶予することを約束した。しかし、その後もなかなか販売許可が下りないので、Y は、X に対し 60 日の期限を定めて代金の支払を要求し、その

不払を理由に契約解除を通知した。Y による支払猶予の約束には約因がなかったが、X は約束的禁反言を主張し、解除の効果を争った。これに対し、Y は、約束的禁反言の効果は一時的なので、60 日前の合理的な通知をしたことにより代金の支払を請求できると主張した。高等法院は、本件のように猶予期間を限定せずに支払猶予を約束した場合は、合理的な期間において通知しても支払請求権は復活しないと判示した。」

第 6 章（契約の成立(3)）

【契約条項の一部について合意を欠く場合に契約の拘束力を認めた最高裁判決に言及する。】

○ 53 頁（第 6 章 2 (1)）：同頁 15 行目「ただし、」の後に以下の文を挿入する。

「合意内容の一部が欠落し又は不明確でも、当該合意内容に従った一方当事者の義務の履行が完了している場合は、当事者間に法的拘束力を生じさせる明確な意思があったと判断できる（第 7 章^{②⑩}）。また、」

第 7 章（契約条項(1)）

【裁判所による黙示条項の認定基準に関し、本章 4 (2)に紹介した「明文化基準」の意義及び限界を示す最高裁判決（^{②⑪}）が出た。また、2015 年消費者権利法が施行され、これに伴い、1979 物品売買法（本章 5）は事業者間契約に特化する方向で改正された。さらに、無名条項の認定（同 3 (5)）や黙示条項の認定（同 4 (3)）に関して実務上参考となる判例（^{①⑨}、^{②⑩}）も出た。高等法院では、特定の種類の契約において黙示の信義誠実義務が認められるかどうかが議論されている（^{②②}、^{②③}）。】

○ 65 頁（第 7 章 1. 契約条項とは）：12 行目「条項のことである。」の後に以下の文を挿入する。

「なお、消費者契約等特定の種類の契約に関しては、判例法（後記 4 (3)）や制定法の定め（後記 6）に基づき、当事者間の合意の有無にかかわらず特定の事項が契約条項となる。」

○ 70 頁～ 71 頁（第 7 章 3 (5)当事者による契約条項の区別）：70 頁最終行の「認めないこともある（^⑫、^⑬）。」の後に以下の文を挿入し、71 頁の^⑬事件の後に以下の^{①⑨}事件を追加する。

「売買代金、賃料、傭船料などの支払期の定めは、期限の遵守を必須事項とする旨（time being of the essence）を明記していない場合は、原則として無名条項と解される（⑬、物品の売買代金については、1979年物品売買法（Sale of Goods Act 1979）10条1項。）」

「⑬ Spar Shipping AS v Grand China Logistics Holding (Group) Co Ltd [2016] EWCA Civ 982:

Xは、その所有する船舶3隻を海運会社Zに貸与していたが、Zが傭船料を5か月分以上滞納したので、Zとの間の定期傭船契約を解除し、Zの保証人Yに対し、未払傭船料と共に残存傭船期間中の遺失利益相当分の損害金の支払を求めた。Xは、傭船料の支払遅滞は契約条件条項違反（breach of condition）であると主張したが、控訴院は、傭船料支払期の定めが契約条件条項に当たるかどうかは個々の傭船契約の解釈により定まると述べた。そして、XZ間の定期傭船契約には、支払期の遵守を必須事項とする旨（time being of the essence）が明記されていないことなどを理由に、本契約における支払期の定めは無名条項（innominate term）に過ぎないと判示した。ただし、本件のZは支払遅滞を繰り返すことにより将来にわたり傭船料を約定どおり支払うことを拒絶していると認定し、Zによる履行期前の契約違反（anticipatory breach）を根拠にXの請求を認めた。」

○ 72 頁（第 7 章 4 (2) 裁判所の認定による黙示条項）：同頁 8 行目「⑭」の後に「、⑳」を挿入し、⑭事件と⑮事件の間に以下の㉔事件を挿入する。

「㉔ Wells v Devani [2019] UKSC 4: X は、その所有するフラットの買い手探しを不動産仲介業者である Y に依頼した。Y は、仲介手数料は売買代金の 2% であることを口頭で伝えたが、契約書を交わす前に買い手を見つけて X に紹介したため、手数料の支払条件、支払時期について明確な合意をしていなかった。Y からの仲介手数料請求に対し、X は、契約条項が不明確なので契約に拘束力は生じないと主張したが、最高裁判所は、XY 間の会話の内容とその際の状況を斟酌すれば、Y が紹介した顧客に売却できたときに仲介手数料を支払う旨の明示的な合意があったと解されると述べ、X には手数料支払義務があると判示した。さらに傍論として、仮に明示的な合意がなかった場合であったとしても、手数料支払時期の合意は契約を実行するうえで不可欠なので、同内容の黙示条項が認定できると述べた。」

○ 73 頁（第 7 章 4 (2) 裁判所の認定による黙示条項）：同頁 4 行目～5 行目の「手段に過ぎない（上記⑮）」の後に、改行して以下の文を挿入し、⑮事件の後に以下の㉕事件を追加する。

「その後、この明文化基準（合理性基準とも呼ばれている。）を上記 (i)、(ii) とは独立した基準として用いようとする裁判例もあったが、2015 年、最高裁判所は、取引上の合理性や公正さだけを根拠に黙示条項の存在を認めることはできない

旨を明言した (21)。」

「(21) *Marks & Spencer Plc v BNP Paribas Securities Services Trust Co (Jersey) Ltd* [2015]

UKSC 72: 貸主 Y と借主 X の間の不動産賃貸借契約には、借主は貸主に対し四半期ごとに 3 か月分の賃料を前払すべき旨、及び借主は賃料 1 年分に相当する解約手数料の支払を条件として契約を中途解約できる旨が定められていた。2012 年 1 月 24 日、X は、中途解約条項に基づいて解約手数料を支払い、同日付で契約を中途解約したが、同年 3 月 24 日までの賃料を前払していたので、1 月 25 日から 3 月 24 日までの賃料について過払の状態になった。X は、本件賃貸借契約には、中途解約による終了に際し過払分賃料を返還すべき旨の黙示条項が含まれていると主張し、Y に対しその返還を求めた。しかし、最高裁判所は、商取引経験豊かな両当事者を代理する専門弁護士間で作成した契約書に過払賃料の精算に関する明文規定がない以上、そのような黙示条項の存在は認められないと判示した。X は、上記(17)の判決に言及し、過払分の返還を認める規定があった方が契約として合理的であると主張したが、裁判所は、黙示条項の有無は、当該条項が、契約に基づく取引において商業上又は実務上必要不可欠かどうか（取引実効性）を基準に認定すべきであり、公正さや合理性は独立した黙示条項判定基準ではないと述べて、この主張を斥けた。」

○ 74 頁（第 7 章 4 (3)）：同頁 3 行目の後に、改行して以下の「(3-2) 黙示の信義誠実義務について」を挿入する。

「(3-2) 黙示の信義誠実義務 (Implied duty to act in good faith)

イギリス契約法には一般法理としての信義誠実の原則は存在しない。ただし、長期に亘って継続し、契約目的を実現する上で当事者間の協力関係や信頼関係の維持を前提する特定の種類の契約、たとえば、合弁契約 (joint venture agreement)、共同開発契約 (collaborative development agreement)、長期の販売店契約 (long-term distributorship agreement) 等においては、相手方に不利益を与えるような不誠実 (dishonest) な行動をとらない各当事者の義務 (信義誠実義務) が黙示的に含まれている場合がある (22)。そのような種類の契約は、相関的契約 (relational contract) と呼ばれる。ただし、相関的契約であるとしても、上記(2)の認定基準を検討せずに黙示の義務が認められるわけではない (23)。特に、契約上、信義誠実義務を明示的に排除している場合や契約条項全体から信義誠実義務を定めていないと合理的に解釈できる場合は、黙示の信義誠実義務は認定されない (*UTB LLC v Sheffield United Ltd and others* [2019] EWHC 2322 (Ch), [2019] All ER (D) 39 (Sep): 弁護士が作成した詳細な合弁契約書であり、特定の条項に関して信義誠実義務 (合弁事業解消の申入れがあったときは誠実に協議する義務等) が明記されていることから、それ以外の条項について黙示の信義誠実義務は存在しないと認定した事件)。

②② *Yam Seng Pte Ltd v International Trade Corp Ltd* [2013] EWHC 111 (QB): X は、Y により、シンガポールの免税地域を含む一定の地域における特定のブランド品（香水）の独占販売店に指名された。X は、当該製品の独占地域における販売価格を決めるため、Y に対しシンガポール国内の小売価格を尋ねたところ、Y は事実と反する高めの価格を伝えた。X はこの情報に基づいて販売価格を設定したため損害を被ったとし、契約を解除し損害賠償を求めた。高等法院は、本件販売ライセンス契約のような互いの信頼関係を前提とする相関的契約（relational contract）の各当事者は、契約を誠実に履行すべき黙示の義務を負うので、相手方が依拠するであろうことを知りながら虚偽の情報を伝える行為は許されないと述べ、かつ当該誠実義務違反の結果の重大性に鑑み、X による契約解除を認めた。

②③ *Cathay Pacific Airways Ltd v Lufthansa Technik AG* [2020] EWHC 1789 (Ch): 航空会社 X は、航空機整備会社 Y から航空機エンジンの保守・管理サービスを長期間に亘り継続的に受けるため、Y との間で航空機エンジン保守管理業務委託契約（本契約）を締結していた。本契約には、「X は Y に通知することにより、任意に特定のエンジンを委託業務の対象から除外できる」との条項が含まれている。X は、経費節減のため、この条項に基づいて一部のエンジンを除外することを Y に通知した。しかし、Y は、「X は、本契約により黙示の信義誠実義務を負っているので、エンジンの廃棄や売却その他の合理的な理由なく恣意的にエンジンを除外することはできない」と主張して除外通知の効力を争った。高等法院は、「本契約は長期に亘る契約ではあるが、当事者間の信頼関係や相互協力関係を基礎とするものではなく普通の商業取引上の契約なので、黙示の信義誠実義務を含む相関的契約（relational contract）には当たらない」と判断し、Y の主張を斥けた。さらに裁判所は、「仮に相関的契約であったとしても、裁判所が黙示の信義誠実義務を認定するには取引実効性基準又は『お節介な傍観者』基準を満たす必要がある」と述べ、「本件はいずれの基準に照らしてもそのような黙示の義務を認めることができない」と判示した。」

○ 74 頁（第 7 章 5.1979 年物品売買法）：同頁 12 行目の「条項である。」の後に、「なお、この法律の適用を受ける「物品売買」には、コンピュータソフトウェアの販売も含まれる（第 16 章⑯）。」を挿入する。

○ 75 頁（第 7 章 5.1979 年物品売買法）：同頁下から 4 行目の「また、消費者契約」から最終行末尾「与えられている（48A 条 1 項）。」までを削除し、改行して以下を挿入する。

「なお、下記 6 の消費者権利法の対象となる消費者契約に関しては、上記(1)乃至(3)の規定は適用されない（12 条 7 項、13 条 5 項、14 条 9 項、15 条 5 項）。

6. 2015 年消費者権利法（Consumer Rights Act 2015）

2015 年消費者権利法は、事業者が物品やデジタルコンテンツの売主、貸主その他の供給者となって消費者と締結する契約について、商品が完全な品質を有すること、買主らが事業者に伝えた目的に適合すること、表示と一致すること、事業者が消費者に権利を譲渡・付与する権原を有することなどは自動的に契約条項となる旨を定めている（9 条～18 条、34 条～41 条）。事業者が消費者にサービスを提供する契約については、事業者が善管注意義務を用いること及び事業者が契約前に開示した情報のうち消費者の決定に影響を与えた情報が正しいことなどが契約条項となる（49 条～53 条）。これらの条項は当事者間の合意により制限したり排除したりすることはできない（31 条、47 条、57 条）。事業者がこれらに違反したとき、消費者は、損害賠償、契約解除に加えて、契約の履行、商品の修理や取換え、代金の減額などを請求することができる（19 条～24 条、42 条～45 条、54 条～56 条）。この法律の保護を受ける消費者とは、自己の事業、業務、職務上の目的で行動する者以外の個人を意味する（2 条 3 項）。ただし、個人が参加できるオークション（競売）による中古品の購入者は除かれる（2 条 5 項）。」

第 8 章 （契約条項(2)）

【2000 年代に、契約条項を文理どおりに解釈すると取引上の常識や合理性に反する場合に文言とは異なる解釈をする判例が現れた（本章②等）。しかし、2015 年以降、最高裁判所は、常識や合理性を理由に契約文言と異なる解釈をすることは、原則として許されない旨を判示し、契約解釈における文理解釈の原則を再確認した。】

○ 78 頁（1. 契約解釈の基本原則 ; (1)）：同頁 4 行目「されている」の後に「(⑥)」を追加し、同頁 5 行目に以下の⑥事件を挿入する。

「⑥ *R & S Pilling t/a Phoenix Engineering v UK Insurance Ltd* [2019] UKSC 16: A は、その所有する車両を A の雇用主 B の事業所で修理している間に過失により車両が発火し、B の事業所を焼失させた。B が加入していた火災保険会社 X は、B に保険金を支払った後、A が締結していた自動車賠償責任保険（自賠責保険）の保険会社 Y に対し、保険代位に基づいて自賠責保険金を請求した。Y の自賠責保険約款には、「所有車両の中における事故（an accident in your car）による損害を填補の対象とする」と規定されていたが、当該約款と一体化されている保険証書には、「当該自賠責保険は道路交通法（Road Traffic Act）の要求事項を遵守する」と記載されていた。道路交通法上、「自賠責保険は、道路その他の公共の場における車両の使用を原因とし、又は車両の使用から生じた財産上の損害（damage to

property caused by, or arising out of, the use of the vehicle on the road or other public place) を填補しなければならない」と定められている。最高裁判所は、X の保険約款と保険証券とを併せて読めば、Y の保険約款は、「車の中における事故」だけではなく、「車両の使用」も填補すべき保険事故として定めている解されると述べた。しかし、契約の文言解釈上、車両の修理は道路交通法上の「車両の使用」にも当たらないので、結局、X の保険金請求は認められなかった。」

○ 79 頁～ 80 頁 (1. 契約解釈の基本原則 (3) 例外 2) :79 頁本文下から 7 行目「(3) 例外 2: 取引上の常識 (commercial common sense) に反する場合」から最終行末尾の「解釈することができる (②)。」までを以下のとおりに変更し、80 頁の②事件の後に以下の⑦及び⑧事件を追加する。

「(3) 例外 2: 明らかな誤記の補正 (rectification)」

上記(1)で述べた文理解釈の原則は、「正式な書面により契約を締結する者は、契約書に誤記などしないはずである」という一般常識を前提としている。したがって、契約書の記載が誤記であることが明らかな場合は、文理と異なる解釈ができる。この論法を用いて、取引上の常識 (commercial common sense) に反する契約条項は、文言に拘泥せず合理的な意味に解釈できるとする判例が、2000 年代に現れた (②)。しかし、裁判所が契約書の記載を軽視すると、契約当事者は予測可能性を失い、取引社会の法的安定性を損なうおそれがある。2015 年以降、最高裁判所は、この懸念に配慮し、文理解釈の原則を再確認の上、取引上の常識や合理性だけを根拠に契約書の文理に反する解釈をすることはできない旨を判示している (⑦、⑧)。誤記を理由に契約書の文言の意味を変えることができるのは、補正 (rectification) の要件 (第 11 章 1 (4)) を満たす場合に限られる。」

「⑦ *Arnold v Britton* [2015] UKSC 36; [2015] AC 1619: 1980 年頃、X は、Y が所有するレジヤークパーク内の建物を期間 99 年の約定で賃借した。賃貸借契約には、借主は、建物賃借料とは別に、「貸主が負担する建物関連施設の年間管理料の割合部分 (proportionate part) として初年度は 90 ポンド、それ以降は毎年 10% 増額した金額を支払う」旨の条項があった。管理料をこの規定どおり増額すると 1985 年に 2500 ポンド、2072 年には 55 万ポンドを超える。X は、この条項を文言どおりに解すると明らかに取引上の常識に反するので、本条項は、「毎年 10% ずつ増額した金額を上限とし、貸主が負担する管理料の合理的な割合部分を支払う」と解すべきであると主張した。最高裁判所は、契約条項の解釈に当たっては、取引上の常識や周辺事情よりも、契約当事者が定めた契約文言の方が重視されるべきであるとし、本契約条項は、若干の誤記があるものの文言の意味は明確で争いようがないので、後になって一方当事者が軽率に不合理な条項に合意していたことが明らかになったとしても文言と異なる解釈に変更すべきではないと判示した。

- ⑧ *Wood v Capita Insurance Services Limited* [2017] UKSC 24 On appeal from [2015] EWCA Civ 839: X は、Y から損害保険販売会社 Z の全株式を購入した。XY 間の株式購入契約には、「売主 (Y) は買主 (X) に対し、売買取引実行前における Z による保険商品の不当販売に関して FSA に登録されたクレーム又は不服申立の結果として (following and arising out of claims or complaints registered with the FSA against the Company) 買主が賠償すべき全費用、責任及び損害の支払を引き受ける」旨の損失補償条項が定められていた。その後、Z が売買実行前に違法な不当勧誘行為をして保険商品を販売していたことが発覚したため、X 及び Z はその事実を金融監督庁 (FSA) に報告し、顧客に損害を賠償した。X は、上記損失補償条項の目的に鑑みれば本件は同条項による補償の対象に含まれると解した方が合理的であると主張し、Y に対して損失補償を求めたが、最高裁判所は、Y が損失補償を引き受けたのは、「FSA に登録されたクレーム又は不服申立」による損害等に限られることは、当該条項の文言及び契約書全体の文理解釈上明白であるとし、X の請求を斥けた。」

第 9 章 (契約条項(3))

【2015 年消費者権利法が施行された。これにより、1979 年不正条項法 (本章 4) は事業者間の契約だけを対象とする法律に改正され、また、1999 年消費者契約不正条項規則 (同 5) は廃止された。ただし、同規則の実質的な内容は消費者権利法に継承されているので、その解釈・適用に関する判例法は、新法にも適用される。控訴審では、契約解釈 (同 3 (1)、(2)) 及び不正条項法の適用 (同 4 (3)) に関し、実務上参考となる判決が出た。】

○ 85 頁 (第 9 章 1. 責任排除条項とは) : 同頁下から 4 行目「1999 年消費者契約不当条項規則」から下から 2 行目「充たしていること」までを、「2015 年消費者権利法 (Consumer Rights Act 2015) の適用がないこと」に変更する。

○ 89 頁 (第 9 章 3 (1)「起草者不利に」の原則 (the contra preferentem rule)) : 同頁 14 行目「(⑪、⑫) の後に「、⑬」を加え、⑪事件の後に以下の⑬事件を挿入する。

「⑬ *Nobahar-Cookson v Hut Group Ltd* [2016] EWCA Civ 128: XY 間の商品売買契約は、「買主は、引渡しを受けた商品に欠陥があった場合、当該事項を知った後 (after becoming aware of the matter) 20 日以内に売主に通知した場合を除き、売主の責任を追及できない」旨を定めていた。Y が商品の欠陥に関する X の責任に追及するために提起した訴訟において、X は「Y が商品の不具合を知った後すでに 20 日を経過している」と上記責任制限条項の適用を主張したので、この条項の「当該事項を知った後」の解釈が問題となった。控訴院は、契約書の文言だけでは複数の可能性があるとして認定した上、「起草者不利に」の原

則及び当該条項の目的を斟酌して売主に不利な解釈を採用し、「商品に何らかの不具合が存在することを買主が知った後」ではなく、「不具合の原因が特定されて売主に対してその責任を追及できることを買主が知った後」と解すべき旨を判示し、Xの請求を認めた。」

- 90 頁（第 9 章 3 (2)過失免責の明記の原則）：同頁 1 行目「(12)の傍論。」の後に「ただし、裁判所は、対等な交渉力を有する事業者間の契約においては、「起草者不利に」の原則及び過失免責明記の原則をあまり重視していない (20)。」を挿入し、12の後に以下の20事件を挿入する。

「② *Persimmon Homes Ltd v Ove Arup and Partners Ltd* [2017] EWCA Civ 373: 宅地開発会社 X は、住宅建設のために購入する土地の土壤環境調査を環境調査エンジニア Y に依頼した。XY 間のコンサルタント契約における Y の賠償責任保険加入義務に関する条項には、Y は「500 万ポンドを超える損害及びアスベストに関するクレームによる損害の賠償責任」を負わない旨の定めが含まれていたが、X は、この条項における「アスベストに関するクレーム」の責任制限は、「起草者不利に」の原則及び過失免責明記の原則に基づき「XY 間ですでに存在が確認されているアスベストに関する責任」と解すべきであり、Y がアスベストの調査報告義務を懈怠 (negligence) したことにより X に知らされなかったアスベストに関する責任は含まないと主張した。控訴院は、「対等な事業者間で交渉の上締結した商事契約において、「起草者不利に」の原則の役割は限定的である」と述べ、XY 間の交渉力が均等であること、当該条項の目的が Y の加入すべき責任保険の範囲（すなわち、Y が負担するリスク）の確定であることはその文理上明らかなこと、及び取引上の常識を理由に、X の主張を認めなかった。」

- 91 頁（第 9 章 4.1977 年不正契約条項法(1)適用範囲）：同頁 9 行目「UCTA 1977 は」から 12 行目「除外される。」までを以下のとおりに変更する。

「UCTA 1977 は、事業者（事業を行う個人を含む）間における取引上の行為又は事業のために利用する施設の占有に関して生ずる義務又は責任（business liability）を排除又は制限する条項にのみ適用される。事業者と消費者との間の取引に関する責任排除条項は本法の対象から除外され、後記 5 の 2015 年消費者権利法が適用される。」

- 91 頁～92 頁(第 9 章 4.1977 年不正契約条項法(2)当然無効条項):91 頁の下から 7 行目「(i) 生命又は身体)」から 92 頁 2 行目「制限する条項（同法（5 条）」までを以下のとおりに変更する。

「(i) 生命又は身体の侵害に対する過失責任を免除又は制限する条項（同法 2 条 1

項)

(ii) 1979 年物品売買法 (Sale of Goods Act 1979) の適用がある物品売買契約、1973 年物品供給 (黙示条項) 法 (Supply of Goods (Implied Terms) Act 1973) の適用がある分割払式物品購入契約 (hire purchase agreement) 又は 1982 年物品及び役務提供法 (Supply of Goods and Services Act 1982) の適用があるそれ以外の物品供給契約における売主等の所有権又は占有移転権原に関する黙示条項に基づく責任を免除又は制限する条項 (同法 6 条 1 項、7 条 3A 項)」

○ 92 頁 (第 9 章 4.1977 年不公正契約条項法(3)合理性を必要とする条項) : 同頁 7 行目「(ii) 消費者契約以外の」から同頁 11 行目の「(iii) 契約当事者の一方が消費者である場合、又は」までを以下のとおりに変更する。

「(ii) 1979 年物品売買法の適用がある物品売買契約、1973 年物品供給 (黙示条項) 法の適用がある分割払式物品購入契約 (hire purchase agreement) その他の物品の引渡しに関する契約であって、商品表示との合致、商品の品質及び目的適合性の保証に関する黙示条項 (implied terms) に基づく責任を免除又は制限する条項 (同法 6 条 1A 項、7 条 1A 項)

(iii) 1979 年物品売買法、1973 年物品供給 (黙示条項) 法及び 1982 年物品及び役務提供法の適用を受けない物品の引渡しに関する契約における所有権もしくは占有権原移転義務、又は平穩な占有の保証に関する責任を免除又は制限する条項 (同法 7 条 4 項)

(iv)」

○ 92 頁 16 行目「終了に関する条項」の後に、改行して以下の文及び㉑事件を挿入する。

「上記 (iv) の標準契約条項には、当事者の一方が属する業界団体等が作成した標準契約条項も含まれる。ただし、当事者間で実質的な交渉をして修正した条項がある場合は、それが責任排除条項以外の条項であったとしても、UCTA1977 の適用を受けない (㉑)。

㉑ *African Export-Import Bank v Shebah Exploration and Production Co Ltd* [2017] EWCA Civ 845: シンジケートローンの貸主である X らと借主 Y は、融資市場協会 (Loan Market Association) の標準書式に基づいて、複雑な仕組みのシンジケートローン取引に関する交渉をし、ローン契約を締結した。当該ローン契約には、Y が借入金返済債務を反対債権によって相殺することを禁ずる旨が定められていた。X が Y に対してローンの返済を求めた際、Y は、「一方的な相殺禁止条項は合理性基準を満たさないので、UCTA 1977 により無

効である」として、Y が有する反対債権との相殺を主張した。しかし、控訴院は、「当該ローン契約は当事者間で相当の交渉を経たうえで締結されたので、たとえ相殺禁止条項自体が交渉対象ではなかったとしても UCTA 1977 の適用を受けない」と判示し、同条項に基づいて Y の相殺の抗弁を斥けた。」

- 94 頁～95 頁 (5. 消費者契約不公正条項規則 (Unfair Terms in Consumer Contracts Regulations 1999)) :94 頁 14 行目の小見出し「5. 消費者契約不公正条項規則」から 95 頁末尾「概ね重複する。」までを以下のとおりに変更する。

「5. 2015 年消費者権利法 (Consumer Rights Act 2015)

事業者と消費者との間の商品売買や役務提供に関する契約における事業者の責任を排除又は制限する条項は、2015 年消費者権利法 (CRA 2015) の規制を受ける。CRA 2015 は、欧州委員会 (the European Commission) が EC 域内の消費者保護のために制定した 1999 年消費者契約不公正条項規則 (Unfair Terms in Consumer Contracts Regulations 1999) の条項を含む様々な法規を統合した消費者保護のための統一法である。

この法律に基づき、事業者の消費者に対する物品の販売、及びデジタルコンテンツやサービスの提供に関する契約において、同法が定める契約条項 (商品やサービスの品質、目的適合性、表示との一致、完全な引渡・提供、危険の移転、サービス提供上の善管注意義務など) に関する責任を免除又は制限する条項は効力を生じない (同法 31 条 1 項、47 条 1 項、57 条 1 項)。

さらに、雇用契約及び職業訓練契約 (contracts of employment or apprenticeship) 以外の事業者と消費者との間の契約 (消費者契約) における不公正条項 (unfair term) は、消費者を拘束することができない (同法 61 条、62 条 1 項)。「不公正条項」とは、契約から生ずる両当事者の権利義務に関して、著しく不均衡 (significant imbalance) に消費者に不利益をもたらす (to the detriment of the consumer) 条項であり、かつ信義則に反するもの (contrary to the requirement of good faith) を意味する (同法 62 条 4 項)。同法別表 2 は、不公正条項に当たる可能性がある場合を例示列挙している (同法 63 条 1 項、別表 2)。

ただし、売買目的物の特定及び売買代金や役務の対価が妥当かどうかの問題は、この法律の適用を受けない (同法 64 条 1 項、㉒)。

- ㉒ *Office of Fair Trading v Abbey National plc* [2009] UKSC 6, [2010] 1 AC 696 (SC): Y 銀行の銀行取引標準約款は、顧客の口座が当座貸越になった場合、貸越金額に対して銀行手数料を徴する旨の条項があった。X (公正取引庁) は、この条項は、消費者契約不公正条項法 (CRA 2015 の前身) が定める不公正条項に当たると主張した。最高裁判所はこれを否定し、

銀行手数料は、銀行にとって中核的な取引の対価なので、同規則 6(2)(b)の「役務の対価に当たる代金又は報酬の妥当性」に関する問題であるとし、同規則の適用を除外した。」

第 10 章（契約の取消し）

【2014 年、不公正取引からの消費者保護に関する規則が改正され、消費者が不実表示や強迫等により事業者と締結した契約の民事上の効力に関する規定が設けられた。また、1967 年不実表示法（第 10 章 1、2）の要件（③②）、効果（③③）、適用範囲（③④、③⑤）、経済的強迫（③⑥）に関して、それぞれ注目すべき新判例があった。】

○ 102 頁～ 103 頁(第 10 章 1(5)契約の誘因(inducement)であること):102 頁本文最終行「ただし、」の前に以下の文を挿入し、103 頁の①⑥事件の後に以下の③②事件を追加する。

「虚偽ではないかと疑っていた場合でも、その立証ができずに契約締結に至った場合は虚偽事実に誘因されて締結したと判断できる（③②）。」

「③② *Hayward v Zurich Insurance Co plc* [2016] UKSC 48: X は、職務上の事故によって負傷したため、X の雇主が加入していた使用者賠償責任保険の保険会社である Y から賠償金 13,400 ポンドの支払を受けた。Y は、X が報告した損害額は誇張した金額ではないかと強く疑っていたが、その証明ができないために、X の報告に基づく賠償金を雇主に代わって支払う旨の和解契約に合意しこれを支払った。2 年後、Y は、X の隣人から得た情報により、X が損害額を誇張していたことを知ったので、X に対し、不実表示を理由に和解契約の取消し及び損害賠償を求めた。控訴院は、「X は Y が報告した損害額を信用していなかったため、表明した事実に依拠して契約を締結していない」として X の請求を認めなかったが、最高裁判所はこれを覆し、相手方が表明した事実の信憑性を疑っていたとしても、その証明ができないために当該事実を前提として契約を締結した場合は、不実表示の責任を追及できると判示した。」

○ 105 頁(第 10 章 2 不実表示の効果(2)過失による不実表示): 同頁 7 行目「認められる(②⑩)。」の後に、以下の文を挿入し、同頁 11 行目以下の②⑩事件の後に以下の③③事件を追加する。

「1967 年不実表示法に基づく損害賠償請求ができるのは、契約の相手方が不実表示をしたことを根拠にその者に請求する場合に限られる（③③）。」

「③③ *Taberna Europe CDO II Plc v Selskabet* [2016] EWCA Civ 1262: アイルランドの投資ファンド X は、Y 発行の劣後債を Z 銀行から購入する際、Y が当該社債の購入を勧誘するた

めにウェブサイトに掲載した財務情報を信頼して投資を決定したが、後日、ウェブサイト掲載の Y の不良債権に関する情報が間違っていたことがわかった。そこで、X は Y に対し、不実表示法 2 条 2 項に基づき、投資によって被った損失の賠償を請求した。控訴院は、X の契約相手は Y 発行劣後債の売主 Z であり Y ではないので、1967 年不実表示法に基づく請求はできないと判示した。」

- 107 頁（第 10 章 2 (4) 契約取消権の制限 (iii) 合理的な期間の経過）：同頁 2 行目末尾に以下の文を挿入し、㉓事件の後に以下の㉔事件を追加する。

「ただし、取消しを認めると公平に反する (inequitable) 場合に限られる (㉔)。」

「㉔ *Salt v Stratstone Specialist Ltd* [2015] EWCA Civ 745 (CA): X は、電話により、販売店 Y からキャデラックを 21,895 ポンドで購入した。Y の販売員はこの車を「新車」と説明したが、実際は中古車であり、2 度の衝突事故により修繕されたものだった。X は、購入した車を使用している間に様々な欠陥が生じたため、約 1 年後、Y に対し、契約を解除して代金返還請求訴訟を提起した。この訴訟手続中の証拠開示により、X は、Y の販売員による「新車」との説明が不実表示だったことを知ったので、不実表示による契約取消権に基づく代金返還請求又はこれに代わる損害賠償請求に訴えを変更した。Y は㉓の判決を根拠に合理的期間の経過による取消権の喪失を主張したが、控訴院は、証拠開示があるまで X は Y の不実表示を知らなかったことなどの事情から、取消しを認めることが公平に反するとはいえないと判示し、X の請求を認容した。本訴訟では、取消しに代わる損害賠償請求の可否も争点となり、裁判所は、善意による不実表示の場合、原告が取消権を喪失したときは、1967 年不実表示法 2 条 2 項による取消しに代わる損害賠償請求も認められないと判示した。ただし、本件は取消しが可能な場合なので、損害賠償請求も認められた。」

- 107 頁（第 10 章 2 (4) (iv) 責任排除条項）：同頁 11 行目「1977 年不公正契約条項法」から 13 行目「適用されない（不実表示法 3 条）。」までを以下のとおりに変更する。

「事業者間の契約の場合は 1977 年不公正契約条項法 (Unfair Contract Terms Act 1977) の定める合理性基準を満たしていること（同法 3 条、9 章 4）、消費者契約の場合は 2015 年消費者権利法 (Consumer Rights Act 2015) が定める不公正条項ではないこと（同法 62 条、第 9 章 5）を立証しない限り適用されない。」

- 107 頁～108 頁（第 10 章 2 (4) (v) 表示に依拠しない旨の合意）：107 頁下から 2 行目「当該条項が責任回避の目的で設けられた」を「当該条項を責任回避の目的で用いようとした」に変更し、最終行「㉔」の後に「、㉕」を挿入し、108 頁の㉔事件の後に以下の㉕事件を挿入する。

〔㊥ First Tower Trustees Ltd v CDS (Superstores International) Ltd [2018] EWCA Civ 1396: X は Y に倉庫を賃貸した。賃貸借契約は「借主は貸主による事実表明に依拠して本契約を締結するものではないことを確認 (acknowledge) する」旨の条項 (non-reliance clause) を定めていた。賃貸借契約締結に先立ち、X は Y からの質問に対して、「本物件に関する環境上の問題について何も知らない」と回答していたが、実際は当該物件がアスベストにより汚染されていることを知っていた。Y は、物件の引渡しを受けた後にそのことを知り、X に対して、不実表示を理由に汚染除去の費用及びそのために物件を利用できなかったことによる損害の賠償を求めた。控訴院は、上記の条項は、契約締結前における不実表示の責任を回避するためにこれを用いようとするときは、不公正契約条項法の適用を受けると判示した。さらに、当該条項によって契約締結前におけるあらゆる不実表示の責任を排除できるとすれば、不動産取引実務において買主・賃借人が事前調査のために売主・貸主に対して行う質問はすべて無意味になるので、そのような条項は合理性基準を満たさないと述べて Y の請求を認めた。〕

○ 108 頁 (第 10 章 2. 不実表示の効果) : 同頁の㊥事件 (及び上記㊥事件) の後に、改行して以下を挿入する。

〔(5) 不公正取引からの消費者保護に関する規則

2008 年に EU が定めた不公正取引からの消費者保護に関する規則 (Consumer Protection from Unfair Trading Regulations 2008: 消費者保護規則) は、事業者が商品の存否、種類、性質その他一定の事項に関して虚偽又は消費者に誤解を与える情報を伝えて消費者を取引に勧誘する行為を、誤導行為 (misleading action) として禁じている (同規則 5 条 2 項、4 項)。同規則は、当初は誤導行為、攻撃的取引行為 (aggressive commercial practice、後記 3 (4)) その他の不公正取引行為 (unfair commercial practices) を用いた事業者に対する刑事罰のみを定めていたが、2014 年の改正により、消費者に民事上の救済手段を与える規定が追加された (Consumer Protection (Amendment) Regulations 2014 Part 4A)。事業者の不公正取引行為により契約を締結した消費者は、(i) 契約締結日又はその履行日から 90 日以内に事業者の商品又はサービスを拒絶して契約を取り消して代金返還等を受ける権利 (27E ~ 27H 条)、(ii) 代金減額請求権 (27I 条) 及び (iii) 損害賠償請求権 (27J 条) を行使できる。ただし、同規則により請求できる損害は、不公正取引行為時において合理的に予測可能だった損失に限られる (27J 条 4 項) ので、賠償を受けられる金額は、1967 年不実表示法 2 条 1 項に基づいて請求する場合よりも少なくなる (上記 2 (2) 参照)。また、事業者が、(i) 当該不公正取引行為は、錯誤、事故、第三者による情報提供その他事業者の支配が及ばない事情が原因であり、かつ (ii)

事業者は不公正取引行為を予防するために合理的な注意を払い誠実に行動したことを証明した場合、消費者は損害賠償を請求できない（27J条5項）。2014年における消費者保護規則の改正以降、同規則に基づいて契約を取り消すことができる消費者は、1967年不実表示法2条1項に基づいて損害賠償を請求することができなくなった（不実表示法2条4項）ので、不実表示により契約を締結した消費者の損害賠償請求権は、改正前より限定的になった。なお、この消費者保護規則は、イギリスがEUを離脱した後も、イギリス国内法としての効力を維持している（Consumer Protection (Amendment, etc.)(EU Exit) Regulation 2018）。」

○ 109頁～110頁（第10章3.強迫）：109頁14行目「ただし、」から15行目「不十分である（30）。」までを「適法な権利行使を仄めかすだけでは原則として不十分だが（30、36）、その手段が度を越した場合は経済的強迫に当たることもある（37）。」に変更し、110頁の30事件の後に、以下の36事件と37事件を挿入する。

「36 *Times Travel (UK) Ltd v Pakistan International Airlines Corp* [2021] UKSC 40: Y（航空会社）は、小規模な旅行代理店であるXと航空券の販売委託契約を結んでいたが、Xに対し、新たな販売委託契約の締結を申し入れ、Xが旧契約に基づく手数料の未払分を権利放棄するのであれば、この契約の締結に応じると申し渡した。Xは、Yがパキスタン航路を運航する実質上唯一の航空会社であるため、洪々この条件に応じて新契約を締結した。後日、Xは、未払分の権利放棄はYの強迫によるから効力を生じないと主張し、その支払を求めた。最高裁判所は、適法な権利の行使が強迫に当たるのは、(1)相手方の犯罪行為を知って恐喝した場合、及び(2)衡平の原則に照らし、裁判所が許容できない手段（reprehensive means）を用いて相手方を弱い立場に追い込んで権利を放棄させた場合に限られると判示し、本件のYは、許容できない手段を用いていた場合には当たらないと述べて、Xの主張を斥けた。」

37 *Ukraine v Law Debenture Trust Corp Plc* [2023]UKSC 11, {2024} AC 411: 2013年12月、ウクライナ政府（Y）は、ロシアから借り入れた30億ドルの担保として、投資信託会社（X）を受取人とする支払手形を発行した。手形の準拠法はイギリス法である。しかし、期限を過ぎても返済がないため、Xはロンドンで訴訟を提起し、支払手形の即時決済を命ずる略式判決を求めた。これに対し、Yは、「この手形は、ロシアが経済制裁や軍事的圧力を仄めかして強迫したためにやむなく発行したもので、取り消す」と主張して争った。最高裁判所は、「国家間で経済制裁を仄めかすことは不正な手段による経済的強迫とは言えないが、軍事的制裁を伝えていたとすれば、ウクライナ軍の兵士、市民やその財産に対する強迫の可能性があるので、この主張の真偽に関する正式な審理が必要である」と述べ、略式判決の申立てを斥けた。」

○ 110頁（第10章3.強迫）：同頁の30事件の後に、改行して以下の文を挿入する。

「(4) 不公正取引からの消費者保護に関する規則

この規則は、事業者が、商品や役務に関する平均的な消費者の選択又は行動の自由に重大な影響を与え、又はそのおそれがある、嫌がらせ、強要又は不当威圧により消費者に契約を締結させる行為を、攻撃的取引行為 (aggressive commercial practice) として禁じている (同規則 7 条)。そのような取引行為により契約を締結した消費者には、(i) 一定期間内の契約取消権、(ii) 代金減額請求権、及び (iii) 損害賠償請求権が与えられている (上記 2 (5))。』

○ 111 頁 (第 10 章 4. 不当威圧): 同頁 5 行目「必要である。」の後に、改行して以下を挿入する。

「(4) 不当威圧の法的効果

不当威圧に対する判例法上の唯一の救済手段は契約を解消して原状回復を求めることであり、損害賠償を請求することはできない。ただし、消費者契約における事業者の消費者に対する不当威圧は、2008 年不公正取引からの消費者保護に関する規則が定める攻撃的取引行為に当たる可能性がある。その場合には、消費者は、契約取消しに加え代金減額や損害賠償を求めることができる (上記 2 (5) 及び 3 (4))。』

第 11 章 (契約の無効)

【契約書の書き間違えの補正 (rectification) の要件 (本章 1 (4)) に関する最高裁の判断が示された (35)。違法な契約に基づいて交付した金銭等を返還請求できるかどうか (本章 2 (4)) について、従来の裁判所は、原則として認めない立場を採っていたが、これに反対する見解も有力だった。2016 年、最高裁判所がこの問題に関する基本的な立場を明らかにした (36)。】

○ 120 頁 (第 11 章 1. 錯誤; (4) 補正命令): 同頁 18 行目「があること」の後に、「(意思の合致があったかどうかの判断は、両当事者が同じ内容の認識をし、かつ相手も同じ認識をしていることを互いに確認していれば足り、合理的な第三者が客観的にそのように判断できなくてもよい (35))」を追加し、⑨事件の後に以下の③⑤事件を追加する。

「³⁵ *FSHC Group Holding Ltd v GLAS Trust Corporation Ltd* [2019] EWCA Civ 1361: X は、企業買収に伴う金融取引契約上、Y に対して一定の担保 (保証) を提供することを約束していたが、後日、この提供を怠っていたことに気づき、Y に対し、当該契約上の担保として追加担保の捺印証書を発行し、Y はこれを受け入れた。しかし、この証書には、当初の契

約上必要とされていた担保の提供に加え、これをはるかに上回る別の義務を X が負担する旨が記載されていた。X は証書の補正を求めたが、Y は、客観基準に従って XY 間のやりとりを見たとき、捺印証書の記載と異なる共通の認識があったとは解されないと主張して争った。控訴院は、契約書の補正は、合理的な第三者がどのように判断するかではなく、両当事者間の主観的な認識が書面と異なっているかどうかを基準にすべできあると述べ、金融取引契約に基づく担保の提供だけを目的として捺印証書を発行する意図であったことが両当事者の共通認識であったと認定して、捺印証書の補正を認めた。」

○ 125 頁（第 11 章 2. 違法性(4)違法な契約に基づき支払われた金員の返還請求）：同頁 2 行目から 4 行目までを以下のとおりに変更する。

「違法な契約に基づいて金銭の支払や財産権の移転をした契約当事者が契約の違法無効を理由にその返還や原状回復を求めることができるかどうかについて、伝統的な判例法は、契約の違法性に依拠した請求は原則として認められないとする見解（*Tinsley v Milligan* [1994] AC 340 (33) 等）を採り、契約の違法無効を理由とする原状回復を認めるのは、(i) 契約当事者の一方を保護することを目的とする法律に違反した場合において、保護されている側の当事者が請求したとき (31)、(ii) 違法な目的で契約をした当事者が思い直して原状に戻そうとして請求したとき (32)、(iii) 契約が違法であること以外の事由を根拠として請求したとき (33、34) などに限定していた。しかし、実際上は原状回復を認めるべき事件の方が多いため、認めないことを原則とする判例法の考え方に反対する意見も有力だった（Law Commission’s 1999 Consultation Paper No 154）。2016 年、最高裁判所は、以下の36事件において従来の考え方を改め、違法な契約に基づく給付であっても、原則としてその返還請求等を認めることにした。この新しい判例法において、裁判所は、原状回復請求等を拒絶する際は、その拒絶が (i) 当該契約を違法とする法の目的を実現するうえで役立つのかどうか、(ii) 他の公共政策の実現にマイナスの影響があるのかどうか、及び (iii) 上記の (i)、(ii) がともに肯定される場合、個別の案件ごとに (i) のプラス面と (ii) のマイナス面を比較考量し、原状回復請求等を拒むと公共政策上均衡を失することにならないのかを検討したうえで判断しなければならない (37、*Henderson v Dorset Healthcare University NHS Foundation Trust* [2020] UKSC 43, [2021] AC 563)。」

○ 125 頁～ 126 頁（第 11 章 2. 違法性(4)違法な契約に基づき支払われた金員の返還請求）：同頁 5 行目「(i) 制定法が」から 6 行目「返還請求できる (31) まで、12 行目「(ii) 違法な目的で」から 15 行目「認められる (32)。」まで、21 行目「(iii) 契約の違法による」から 22 行目「妨げられない (33)。」まで、及び 126 頁 5 行目「(iv) 違法な目的が」から 6 行目「認められる (34)。」までの文をそれぞれ削除する。

- 126 頁（第 11 章 2. 違法性(4)違法な契約に基づき支払われた金員の返還請求）：③④事件の後に、以下の③⑥事件及び③⑦事件を追加する。

③⑥ *Patel v Mirza* [2016] UKSC 42: X は、Y が B 銀行の株価に影響がある内部情報を入手できることを知り、Y に当該情報を利用した有利な株取引を依頼して金員を預けたが、Y は内部情報を入手できなかったため株取引を行わなかった。X が原状回復請求権に基づいて金員の返還を求めたところ、Y は、違法なインサイダー取引のために預けた金員の返還請求は許されないと主張し、返金を拒んだ。最高裁判所は、違法な契約に基づく支払であったことを理由に返還請求を拒めるかどうかは、(i) それが法の禁止目的の実現に資するかどうか、(ii) その他の公共政策に影響を与えるかどうか、及び (iii) 違法な行為の処罰は刑事裁判所の役割であることを念頭に置いて、(i) を重視することは、公共政策上の均衡を失いかどうかを配慮して決定すべきであると述べた。そして、本件では、返金を認めないことがインサイダー取引の禁止という法の目的に資するとはいえないので、正当な理由なく保持する金員は正義・公平のために返金させるという法目的を犠牲にしてまで X の原状回復請求を禁ずる理由はないと判示した。

③⑦ *Grondona v Stoffel & Co* [2020] UKSC 42, [2021] AC 540: X は、P から不動産を購入することにし、Q 銀行に対し、住宅ローンを申し込んだ。このローンは、借入金を不動産購入資金に充てること、及び購入した不動産を Q のための譲渡抵当に提供することを条件として認められた。X は、弁護士事務所 Y に、P から X への所有権移転登録と Q 銀行への譲渡担保権の設定登録を依頼した。しかし、Y のミスによりこれらの登録がなされなかったため、X は Q 銀行からローンの返済を求められ多額の損害を被った。X は、Y の委任契約上の注意義務違反及び過失責任を追及し、損害賠償を請求した。しかし、X は、実は不動産購入のためではなく不正な取引に出資するために、Q 銀行を騙して住宅ローンを申し込んでいた。Y は、訴訟においてそのことを指摘し、「不動産の譲渡抵当も Q 銀行を騙して行う違法行為の一貫として設定しようとしたものだから、その登録ができなかったことを理由とする損害賠償請求は許されない」と主張して争った。しかし、裁判所は、③⑥事件の判例法を本件にも適用し、X の請求を認めないことにしても、他人を騙すために行う不動産登録を抑制する効果はないし、この請求を認めないと弁護士に専門家としての注意義務を尽くさせるという法目的が阻害されるので、X の請求を拒絶する理由はないと判示した。」

第 12 章 （契約の終了）

【イギリスの EU 離脱や新型コロナウイルス感染症の拡大がフラストレーションに当たるか

どうかについて注目すべき高等法院判決（㉔～㉕）があった。】

- 132 頁（第 12 章 3 (2) フラストレーションの典型的要件）：同頁 14 行目「⑨」の後に「、㉔、㉕」を挿入し、㉔事件の後に、以下の㉔事件及び㉕事件を挿入する。

「㉔ *Canary Wharf (BP4) v European Medicines Agency* [2019] EWHC 335 (Ch): X は、EU の機関の 1 つである Y に対し、ロンドン東部のドックランドにあるオフィスビル（本物件）を 2012 年から 25 年間賃貸する旨のリース契約を締結した。イギリスの EU 離脱が決定したことから、2018 年、EU は Y の本部事務所をロンドンからアムステルダムに移転することに決定し、その旨の規則を制定した。Y は、XY 間のリース契約は目的達成が不能になり、また法の変更により履行ができなくなったので、フラストレーションの法理により終了すると主張したので、X は、契約が終了しない旨の宣言を求めて訴訟を提起した。高等法院は、本物件を Y の本部事務所として使用することは XY 間のリース契約の目的ではないので、契約の目的達成は不能となっていないし、また、本部事務所を移転しても Y は法律上本物件を賃借し続けることができ、第三者に転貸することも契約上認められているので法の変更により履行不能となったわけでもない」と判示し、Y が主張したフラストレーションによる契約終了を認めなかった。

㉕ *Salam Air SAOC v Latam Airlines Group SA* [2020] EWHC 2414 (Comm): 航空会社 X は、Y から航空機 3 機をリースしていたが、新型コロナウイルス感染症の大流行により航空機を運航できなくなったので、フラストレーションにより契約目的が達成不能になったと主張し、リース料支払義務の停止を求めた。高等法院は、本件リース契約の目的は航空機を貸与することであって、Y が航空機を運航することは契約の両当事者の共通の目的ではないし、X は、航空機リース契約における「どのような事態が発生しようが絶対的かつ無条件に (absolute and unconditional irrespective of any contingency whatsoever)」リース料を支払うべき旨の定めにより、リース期間（6 年間）中の航空機の運航に関する全てのリスクを引き受けっていると判示し、X の請求を斥けた。」

- 136 頁（第 12 章 3 (3) フラストレーションの典型的要件 (iii) リース契約 (lease)）：同頁 9 行目「㉑」の後に「、㉔」を挿入し、㉑事件の後（㉒事件の前）に、以下の㉔事件を挿入する。

「㉔ *Bank of New York Mellon (International) Ltd v Cine-UK* [2021] EWHC 1013 (QB): Y らは、X から商業ビル内の店舗を賃借していたが、新型コロナウイルス感染拡大及び政府のロックダウン措置により、店舗を使用することができなくなったので、ロックダウン期間中の賃料の支払を拒んだ。Y らは、目的物の一時的使用不能又は法の変更による履行不能によるフラストレーションを根拠に賃料支払義務は消滅したと主張したが、高等法院は、感染

症によるパンデミックは、SARS の際の経験に照らせば予期は可能であったし、またロックダウンが18か月以上も続くことは合理的に予期できなかったとしても、長期（35年、15年）に亘る賃貸借契約の残存期間（12年、11年、1年）を考慮すれば、当初の目的を達成できないほどの事態ではないと判示し、この主張を斥けた。」

- 138 頁(第 12 章 3 (6)契約によるフラストレーションの法理の排除): 同頁下から 5 行目「定めている」の後に「(29)」を挿入し、㉕事件の前に、以下の㉕事件を挿入する。

「㉕ *Billy Graham Evangelistic Association v Scottish Event Campus Ltd* [2021] SLT (Sh Ct) 185: X は、イベント開催のためにグラスゴー市が運営する Y のアリーナ施設を借り受けたが、イベント開催日前に Y が解約を通知したので、賃貸借契約違反による損害賠償を求めた。賃貸借契約には「化学的又は生物学的汚染、行政庁の行為、禁止措置、制裁措置その他の処分を含むがこれに限定されない当事者の合理的な支配を超える事態が生じたとき、各当事者は、契約を終了又は停止できる」旨の不可抗力条項が規定されていたので、グラスゴーの州裁判所は、新型コロナウイルス感染症のパンデミックは不可抗力に当たると判断し、契約の解約を認めた。」

第 13 章 （契約違反の救済措置）

【2015 年、最高裁判所は、損害賠償額予定条項の法的拘束力（本章 5）に関し、20 世紀初頭以降の契約実務を支配してきた判例法を変更した（47）。また、2018 年、交渉損害（*negotiating damages*）という新しい損害の種類を確立する最高裁判決（44）が出たことにより、推測的損害（同 3 (3)）に関する判例として紹介した *Wrotham Park* 事件（16）の意義と適用範囲が実質的に変更されたので、本文の説明を修正する。その他にも、損害賠償請求に対する抗弁としての損益相殺（同 4 (2)、44）、介入行為（同 4 (4)、45）、約定遅延損害金（同 5、48）などに関して最高裁判決が出た。また、損害賠償額予定条項や特定履行（同 7）との区別を明確にするため、本章 7 の後で約定代金支払請求に言及しておく。遅延利息に関する法律の改正（*Late Payment of Commercial Debts Regulation* 2013）にも言及する（同 3 (5)）。】

- 143 頁（第 13 章 2 (2)疎遠性）: 同頁 1 行目「③、④」の後に「、④①、④②」を追加し、④事件の後に、改行して以下の④①事件、④②事件を挿入する。

「④① *Wright v Lewis Silkin* [2016] EWCA Civ 1308: X は、インドの会社 Z からクリケット・チームの経営を委託された。Y は、経営委託契約書の交渉及び作成に関し、X にコンサルタントとして助言していたが、Y の不注意により、この契約書には裁判管轄条項が規定されなかった。その後、X は、Y による不当解約を理由に損害賠償を請求し、イギリスで訴訟を

提起したところ、Yは裁判管轄を争い、これに関する審理だけで1年以上を要した。Xが勝訴判決を得てインドで判決を執行しようとしたときにはYは支払不能の状態になっており、賠償金の支払を受けることができなかった。そこで、Xは、Yが適切な助言をしなかったために裁判管轄が争点となり、その結果、訴訟手続が長引いてXは判決を執行する機会を失ったと主張し、Yに対して推測的損害の賠償を求めた。控訴院は、Yの契約違反及び過失責任により、Xが判決を執行して賠償を受ける期待利益を失ったことを認め、また当該損失はYに対する賠償金額の2割に相当すると認定した。ただし、XYは契約締結の際にこのような事態までは予想していなかったので、この損失は疎遠過ぎる（too remote）として、推測的損害の賠償請求を認めなかった。

- ④ *Attorney General of Virgin Islands v Global Water Associates Ltd* [2020] UKPC 18: Y（ヴァージン諸島政府）は、Xに対し、水処理施設の建設を委託し、これに関する2つの契約を締結した。1つは水処理工場の建設請負契約（第1契約）、もう1つは当該工場を建設した後にこれを運営保守管理する契約（第2契約）だった。第1契約上、Yは工場建設用地に適した土地をXに提供する義務を負っていたが、この義務を履行しなかったため、工場建設ができなかった。XはYに対し、Yの第1契約違反の結果、Xは第2契約に基づいて工場を運営することによる利益を得られなくなったとし、遺失利益の損害賠償を求めた。Yは、第2契約が履行できないことによる遺失利益は、第1契約違反から疎遠に過ぎる（too remote）と主張したが、最高裁判所の枢密院司法委員会（PC）は、③事件の判例法を適用し、第1契約と第2契約は同時に締結され互いに関連付けられているので、Xの遺失利益は合理的に予期できる損害であると判示し、Yの言い分を斥けた。」

○ 146 頁（第 13 章 3(1)履行利益の損失（expectation loss）(i) 目的物の減価額）：同頁 11 行目「である。」の後に、以下の文及び④事件を挿入する。

「ただし、両当事者間において、売買の目的物が買主から第三者に転売されることが明確に予期されていた場合は、売主の引渡義務違反による買主の損失は、市場価格ではなく転売価格と代金との差額である（④）。

- ④ *Euro-Asian Oil SA v Credit Suisse AG and others* [2018] EWCA Civ 1720: Xは継続的にZからディーゼルオイルを購入し、Qに転売していた。この取引は、ZQの共通のオーナーが第三者から融資を受ける目的でアレンジされたもので、Xは転売利益（1トン当たり2、3ドル）を稼ぐ目的でこれに関与していた。Zが破綻してオイルの引渡義務の履行を懈怠したので、Xは、Zのために信用状を発行したY銀行に対し、オイルの市場価格と代金との差額の損害賠償を求めた。控訴院は、XZ間においてオイルの転売が当初から意図されていたことを理由に、本件におけるXの損失は、Xが予定していた転売利益分、すなわち

転売価格と代金の差額に過ぎないと判示した。」

○ 149 頁（第 13 章 3(3)推測的損害）：同頁 6 行目「⑮」の後に「、上記④」を追加する。

○ 149 頁～ 150 頁（第 13 章 3(3)推測的損害）：149 頁 12 行目「推測的損害を」から 14 行目「超えることもある（⑮）。」までを以下の文に変更し、150 頁の⑮事件の後に、改行して以下の④事件を挿入する。

「(3-2) 交渉損害（negotiating damages）」

契約違反によって権利や利益を侵害された者は、当該違反行為を仮に承諾していたとしたら、相手方と交渉の上、承諾料として支払を受けたであろう対価相当額を損害額として賠償請求することができる（⑯、⑰）。これを交渉損害（negotiating damages）という。この損害額は、事情によっては違反者の利得額を超えることもある（⑱）。ただし、交渉損害を請求できるのは、不動産の利用や処分に関する制限条項違反、重要な情報に関する秘密保持義務違反、知的財産権に関する契約違反等のように、財産権としての経済的価値がある権利や利益が損なわれた場合に限られる（④）。」

「④ *Morris-Garner v One Step (Support) Ltd* [2018] UKSC 20: X と Z は、Y 会社の株式を 50% ずつ共同で所有していたが、X は、その持株を Z に売却して共同所有関係を解消することにした。このための株式売買契約において、X は Z 及び Y に対し、3 年間は Y と競合する事業を営まない旨の競業禁止を約束した。しかし、X はこの義務に違反し、2 年後に競業会社を設立したので、Y は、X に対し、競業禁止義務違反による損害賠償を求めた。第一審（高等法院）及び控訴院は、上記⑯事件による損害額算定方法を用い、「仮に Y が X に競業を許可していたならば X から支払を受けていたであろう対価相当額」の賠償を認めたが、最高裁判所は、⑯の損害、すなわち交渉損害は、経済的価値のある資産と評価できる権利が侵害された場合に認められるものであり、本件には適用できないと判示し、Y が実際に被った遺失利益の実額を算定するために本件を高等法院に差し戻した。」

○ 151 頁（第 13 章 3(5)遅延利息）：同頁 17 行目「発生する(6)。」の後に、以下の文を挿入する。

「債権者は、これに加えて、代金又は報酬の回収に要した合理的な費用を請求できる（Late Payment of Commercial Debts (Interest) Act 1998 s5A (2A)）。」

○ 152 頁～ 153 頁（第 13 章 4(2)損益相殺）：152 頁末尾の「控除される（⑳）。」の後に、以下の文を挿入し、153 頁の㉔事件の後に以下の㉕事件を追加する。

「契約違反を原因として必然的に発生する利得に限られ、相手方の契約違反を契機とする取引等によりたまたま利得があったとしても斟酌されない (45)。」

「**45 Globalia Business Travel SAU (formerly TravelPlan SAU) of Spain v Fulton Shipping Inc of Panama** [2017] UKSC 43: Y は、その所有するクルーズ船の定期傭船契約に関し、借主 X との間で、2007 年 10 月 28 日までの約定だった契約期間を 2009 年 11 月まで延長する旨を合意した。しかし、X は、この合意を争って当初の期間満了時に船を返却すると主張した。そこで、Y は、X による履行期前の契約違反に基づいて期間延長契約を解除し、X から返還を受けた船を 23,765,000 米ドルで第三者に売却した。その後、Y は X に対し、X の契約違反により被った遺失利益分の損害賠償を求めたところ、X は、「Y は、契約を解除して船を早期に売却できたことにより遺失利益分を上回る利益を得た」として損害額を争った。實際上、期間延長契約の満了時 (2009 年 11 月) における船の時価は 2008 年のリーマンショックにより 700 万米ドルに下落していたので、X は船を 2007 年に売却したことにより遺失利益分を上回る利益を得ていた。しかし、最高裁判所は、所有者が船舶をいつ売るかは、当該船舶の傭船契約の終了時期に関わりなく、所有者の経営判断で決めるべき問題であるから、船舶を売却したことによる Y の利得と X の契約違反とは無関係であると判示し、この利得分との損益相殺を否定した。」

○ 154 頁 (第 13 章 4 (5) 介入行為) : 同頁 14 行目末尾の「(28)」を「(28、46)」に変更し、28 事件の後に以下の 46 事件を追加する。

「**46 Bunge SA v Nidera BV** [2015] UKSC 43: X は、ロシア産小麦 25,000 トンを Y から買い受ける旨の契約を締結した。引渡期日は 2010 年 8 月 30 日までとされていた。しかし、Y は 8 月 9 日、ロシア政府が小麦の輸出禁止措置をとるおそれがあるので契約を終了したいと申し入れた。ロシア政府は実際に 8 月 15 日に輸出を禁じ、契約は引渡期日前に履行不能になっていたが、Y の契約終了の申し入れは履行不能となる前になされていたので、X は、Y の申し入れは履行期前の契約違反に当たると主張して契約を解除し損害賠償を求めた。最高裁判所は、28 の判例法を適用し、損害額を査定する時点において実質的な損害が生じないことが明らかになった以上、X は名目的な金額しか賠償を受けられないと判示し、28 の判例法が 1 回限りの契約にも適用されることを確認した。」

○ 157 頁～158 頁 (第 13 章 5. 損害賠償額の予定) : 157 頁 1 行目「5. 損害賠償額の予定」の後に、改行して「(1) 損害賠償額予定条項とは」との小見出しを挿入する。さらに、同頁 10 行目「ただし、」から 158 頁 3 行目「当たらない (33)。」までを以下のとおりに変更し、158 頁の 33 事件の後に以下の 47 事件を追加する。

「(2) 違約罰条項との区別

契約違反があったときに一定の金額、又は合意した算定方法に従って計算した金額を支払うべき旨の義務を定める条項は、違約罰条項 (penalty clause) と解されることがある。違約罰条項とは、契約違反の防止及び制裁を目的として、損害賠償とは無関係に、契約違反があったときに罰金として支払うべき金額を定めておく条項である。イギリス法上、損害回復の限度を超える懲罰的損害賠償の請求は許されないので、違約罰条項は違法かつ無効とされ、法的拘束力を生じない。よって、契約違反の被害者は、現実には被った損害額を立証しない限り損害賠償を請求できなくなる。違約金の合意が違約罰条項、損害賠償額予定条項のどちらに当たるかの認定に関し、かつての裁判所は、契約当事者が契約違反から生ずる可能性のある損害を誠実に予測 (genuine pre-estimate of the loss) して損害額を見積もった上で賠償予定額を定めたのかどうかにより判定する方法を採っていた (③①、③②)。しかし、損害の事前予測が困難な取引も多々あり、明確な基準とはいえなかった。

2015 年、最高裁判所は、従来の判定基準を改め、金銭支払義務を定める条項が違約罰条項に当たるかどうか争われた場合、まず (i) 当該条項が契約上の主位的な義務 (primary obligation) を定めるものか、それとも主位的義務に違反した場合の二次的な義務を定めるものを判定した上で前者 (主位的な義務を定める条項) は違約罰条項、損害賠償額予定条項のいずれにも当たらないとし (③③、④⑦の第 1 事件)、次に (ii) 後者に関して、当該条項の目的及び内容を検討し、それが契約違反を受ける当事者の正当な利益 (legitimate interest) を目的とし、かつ極端に過大な金額ではない場合は損害賠償額予定額の合意であると判断することにした (④⑦)。この判例法により、損害賠償額予定条項を正当な目的で設けた場合は、合意した賠償予定額が実際の損害額に見合っているかどうかにかかわらず、違約罰条項と認定されるおそれがなくなった。

なお、売買契約等において、相手方に契約違反があったときに手付金 (deposit) を没収する旨の条項を設けることがあるが、これは手付金条項 (deposit clause) と呼ばれ、損害賠償額予定条項とは異なる。現時点の判例法 (*Workers Trust v Dojap* [1993] UKPC 7) 上、手付金条項は、手付金の金額が商取引に照らし合理的な範囲内であれば法的拘束力を有するが、この限度を超えときは、特別な事情がある場合を除き、違約罰条項に当たるとされている。」

〔④⑦ *Cavendish Square Holdings v Makdessi and ParkingEye v Beavis* [2015] UKSC 67: 本件において、裁判所は、2つの異なる上告事件を併合審判した。第 1 事件は、株式売買契約に関し、売主が買主との約束に反して売却対象会社と競合する事業を行った場合は売買代金を減額する旨の条項は違約罰条項に当たるかどうか争われた。最高裁判所は、当該条項は、売買代金の調整に関する契約上の主位的義務 (primary obligation) を定めるもので、

契約違反による二次的義務（secondary obligation）である損害賠償額予定条項や違約罰条項に当たらないとした。第2事件は、駐車場運営者と利用者の間で、無料駐車期間を超えた場合に85ポンドの料金を徴する旨の規定が違約罰条項かどうかに関し、裁判所は、当該条項は正当な利益（legitimate interest）を目的とし、極端に過大な違約金額とはいえないので違約罰ではないし、不公正契約条項法上も有効であると判示した。」

○ 158 頁～ 159 頁（第 13 章 5. 損害賠償額の予定）:158 頁下から 2 行目「損害賠償額予定条項は」から 159 頁 5 行目「適用される。17）」までを、以下のとおりに変更する。また、注 17) は「17) Consumer Rights Act 2015, Sch.2 Part 1(6)」に変更する。

「(3) 遅延損害金の合意と契約解除

契約上の義務の履行期を徒過したときに 1 日毎に発生する遅延損害金のように、相手方の義務が履行されるまでの期間に応じて増額する損害賠償予定額を定めた場合、この遅延損害金は、当該義務が契約解除等により消滅（第 12 章 2 参照）した日までの期間について発生する（④8）。

④8 *Triple Point Technology Inc v PTT Public Company Ltd* [2021] UKSC 29; [2021] 3 WLR 521: 商品取引業者 Y は、システム開発業者 X に業務用システムの開発を依頼した。契約上、X は、作業の全部又は一部が納期に遅れた場合、当該作業を完了して Y が受け入れるまでの間、未了作業について 1 日当たり一定割合の金員を支払うべき旨の遅延損害金予定条項が合意された。その後、両者間で紛争が生じ、X は全作業を停止したので、Y は契約を解除した。X が解除の効力を争って訴訟を提起したのに対し、Y は反訴において、合意されていた納期の翌日以降の遅延損害金の支払を求めた。X は、作業の完了もその受入れもない状態で契約が解除されたときは、遅延損害金予定条項は適用されないと主張したが、最高裁判所は、当該条項の解釈上、請負人（X）の義務が納期を過ぎた後、履行されないまま契約が解除された場合は、注文主（Y）は納期の翌日から解除の日までの遅延損害金を請求できると判示した。

(4) 損害賠償額予定条項の拘束力

損害賠償額予定条項は、損害賠償額やその算定方法を固定する合意であり、契約違反者のみならず損害を受けた当事者の側もこれに拘束され、実損害が合意した金額を上回ったとしても差額の請求をすることは許されない（④9）。したがって、契約違反者だけの利益のために損害賠償額の上限を定める責任制限条項とは異なり、1979 年不公正契約条項法の適用は受けない。ただし、消費者契約において、消費者の契約違反について不当に高額な賠償金を定めた場合は、2015 年消費者権利法により無効とされる（注 17）。

- 162 頁（第 13 章 7. 特定履行）：同頁の㉔事件の後に、改行して以下の「7-2 約定代金等の支払請求」を挿入する。

7-2 約定代金等の支払請求

約定代金や約定報酬等の支払義務について不履行がある場合、債権者は債務者に対し、当該金銭支払義務の履行を請求すること（Action for the agreed price）ができる（上記㉔）。この請求は、金銭支払以外の義務の特定履行請求（上記 7）とは異なり、裁判官の裁量判断を待たずに認められるし、契約解除や損害の立証も要しないので、最も簡単な裁判上の救済手段といえる。代金や報酬の金額に関する合意は、主位的義務（primary obligation）の定めと解され、違約罰条項には当たらない（上記 5(2)、㉔）。また、1977 年不公正契約条項法や 2015 年消費者権利法の適用も受けない（第 9 章 4、5）。

ただし、1979 年物品売買法の適用がある売買契約の代金支払請求は、これと対価関係にある自らの義務の履行が未了又は不完全である場合は認められない（Sale of Goods Act 1979 s 49 (1)）。特に、売買契約に所有権留保条項がある場合、売主は物品引渡後も所有権移転義務を尽くしていないことになり、代金請求が制限される（FG Wilson (Engineering) Ltd v John Holt & Co (Liverpool) Ltd [2014] 1 WLR 2365（第 18 章の㉔））。そのような事態を避けるには、売買契約において、買主は所有権取得前であっても代金支払義務を負う旨を明記しておく必要がある。」

第 14 章 （契約関係）

【契約外の第三者が被った損害の賠償請求ができる場合を限定する判例 2 件（㉒、㉓）及び 1999 年契約（第三者の権利）法の適用に関する新判例（㉔）が出た。】

- 170 頁（第 14 章 2（8）契約当事者による損害賠償請求）：同頁 4 行目「㉑」の後に、「㉒、㉓」を追加し、㉔事件の後に、以下の㉒事件、㉓事件を挿入する。

「㉒ Lowick Rose LLP v Swynson Ltd [2017] UKSC 32: X は、会計事務所である Y の監査報告を信用して Z に投資したが、Y は、不注意により Z の不良資産を見逃していた。X は、投資後にこのことを知り、Z の倒産を防ぐために Z に対して多額の貸付をした。その後、X と Z は、貸付金のリファイナンス（借り換え）を行い、X の Z への貸付金は、X の支配株主である A による Z への貸付に付け替えられた。Z は結局倒産したので、X は Y に対し、投資金及び貸付金の貸倒れによる損害賠償を請求したところ、Y は、貸付金については、

X から A に付け替えた際に X 自身は Z から返済を受けているので、X に損害が生じていないと主張して争った。最高裁判所は、契約当事者が相手方の契約違反により第三者に生じた損害の賠償を請求できるのは、契約の当初から第三者の存在、及び契約違反により第三者に損害が生ずることが想定されていた場合に限られると述べ、Y の言い分を認めた。

⑰ *BV Nederlandse Industrie Van Eiprodukten v Rembrandt Enterprises Inc* [2019] EWCA Civ 596: Y は、X に卵製品の供給契約を締結したが、履行開始後、Y は、製品の一部は Y の姉妹会社である Z が供給したものであると告げたので、X は製品の受領を拒絶した。Y は、X の受領拒絶により Z が被った損害分も併せて損害賠償の請求をしたが、控訴院は、上記⑯事件を適用し、Z の存在は、XY 間における契約締結の際に想定されていなかったと述べて、Z の損害に関する賠償請求を認めなかった。」

○ 172 頁（第 14 章 4 (1): 同頁 8 行目末尾「⑬」の後に「、⑱」を、同頁 10 行目末尾に「契約の時に第三者が存在している必要はない（上記⑱）。」を挿入し、⑬事件と⑭事件の間に、以下の⑱事件を追加する。

「⑱ *Chudley v Clydesdale Bank plc* [2019] EWCA Civ 344: X は、投資会社 Z の勧誘に応じて不動産投資事業に投資したが、この事業は Z による詐欺だった。Z は、投資の勧誘に先立ち、投資家の資金を預かるため、Y 銀行に顧客用分離管理口座（customer segregated account）の開設を依頼していたが、Y 銀行はこの口座開設を怠り、投資金を Z の通常の口座に入金のおうえ Z に払い渡した。Z の詐欺及び倒産が発覚した後、X は、1999 年契約（第三者の権利法）に基づき、Y に対し、払い込んだ金員の返金を求めた。控訴院は、ZY 間の顧客用分離管理口座開設に関する契約の目的は投資家の保護なので、第三者の利益のための契約であることが明らかであり、また「顧客用口座」と指示していた以上、将来の投資家、すなわち X のためであることが明記されていたと判示し、X の請求を認めた。」

第 15 章 （過失責任）

【2018 年、*Capara Industries v Dickman* 判決が示した注意義務の認定基準を用いるべき事案を限定する重要な最高裁判決（⑳）が出た。また、警察官の注意義務、因果関係の認定（本章 2 (3)）、契約責任と競合する過失責任の範囲（同 3）、寄与過失の認定方法（同 4 (1)）、専門家の説明義務（同 5 (2)）及び製造物責任（同 5 (3)）に関しても、それぞれ注目すべき新判例があった。さらに、使用者責任や転嫁不能の注意義務を認める最高裁判決（㉑乃至㉒）が相次いで下されたので、これを踏まえて使用者責任等に関する説明を追加する。】

○ 176 頁～ 177 頁（第 15 章 2. 過失責任の成立要件）: 176 頁 20 行目～ 21 行目「その後の

判例法は、この基準を用いている。」を削除し、代わりに以下の文を加え、177 頁の⑤事件の後に以下の⑳事件及び㉑事件を追加する。

「ただし、この基準を用いるのは、注意義務に関する判例法が確立していない新しい種類の過失責任が争われた場合だけである (㉒)。たとえば、食品製造業者の製造物責任 (上記①)、警察官の職務執行により直接危害を被った市民に対する責任 (㉓)、犯罪行為などの第三者の加害行為を制止又は予防しなかった者の被害者に対する責任 (④、㉔)、医療従事者等の医療行為の責任 (後記㉕、㉖、㉗)、交通事故における運転手の責任などは、判例法により注意義務を負うべきことが認められているので、この 3 つの基準を用いるまでもなく、類似する事件の判例法を適用して注意義務が認定される。」

「㉒ *Robinson v Chief Constable of West Yorkshire Police* [2018] UKSC 4: 老婦人 X は、路上を歩行中、麻薬の売人を逮捕しようとしていた警官たちの捕り物に巻き込まれて転倒し負傷したことから、警察署 (Y) に損害賠償を請求した。控訴院は、⑤事件が示した 3 つの注意義務判断基準のうちの 3 番目の基準 (注意義務を課することが正義、公平、合理性に合うこと) に基づき、警官の公務追行中に生じた事故に関して注意義務を課するのは正義、公平、合理性に反すると判示し、X の請求を棄却したので、X は最高裁判所に上告した。最高裁判所は、⑤の判例法が示した 3 つの基準は既存の判例法が適用できない新規事件にのみ妥当し、注意義務を認める判例法が確立している類型に属する事件は当該判例法を用いて解決すべきであるとの一般論を述べたうえ、④事件や下記㉓事件のように第三者の加害行為により危害を被った市民が警察の職務懈怠の責任を問う場合と、本件のように警察官の行為により市民が直接被害を受けた場合とでは異なる判例法が適用されるとし、後者の場合、警察官の行為により被害者に危害が及ぶことが合理的に予測できるときは注意義務を認めるのが確立された判例法であると分析した。そして、本件の警官らは、路上における犯罪者との争いにより X を含む近隣の通行人が危害を受けることを合理的に予見可能だったので、X に対し注意義務を負っていたと判示した。」

「㉓ *Michael v Chief Constable of South Wales Police* [2015] UKSC 2: X の娘 Z は、元恋人からストーカー被害を受けていることを警察 (Y) に通報して保護を求めたが、警察内の連絡不手際で緊急事態であることが地元警察に伝わらなかったため、Z が次に襲われた際に警察官の到着が遅れ、彼女はストーカーに殺された。X は、Y は Z から通報を受けたことにより Z の被害を合理的に予見できたので、Z に対する注意義務を負っていたと主張し、Y の過失責任を追及した。最高裁判所は、犯罪防止を怠った警察官が犯罪の被害者に注意義務を負っていたかどうかは、第三者の加害行為によって損害を被った者に対して当該第三者の行為を制止しなかった者が注意義務を負うかどうかの問題であるとし、④事件、㉔事件などの判例法を分析した上、そのような注意義務を負うのは、加害者を管理する立場

にあった者、又は被害者に対して加害者の行為に関する責任を引き受けた者だけであると述べた。そして、本件の加害者（ストーカー）は警察（Y）の管理下にはなかったし、警察（Y）は社会の平和を守る義務を負うが、特定の市民との間において責任を引き受けていないので、XやZに対して注意義務を負わないと判示し、Xの主張を斥けた。」

○ 179 頁～ 180 頁（第 15 章 2 (3)因果関係）:179 頁下から 6 行目「判断する (15)。」の後に以下の文を挿入し、180 頁の⑮事件と⑯事件の間に以下の⑳事件を追加する。

「被害の原因として、注意義務違反と他の事由とが共存している場合であっても、注意義務違反が結果の発生に実質的に寄与していることを立証すれば、この基準は満たされる (㉔)。」

「㉔ *Williams v The Bermuda Hospitals Board (Bermuda)* [2016] UKPC 4: X は激しい腹痛で Y 病院に搬入され、虫垂炎の疑いで CT スキャンによる検査が予定されたが、検査実施まで数時間待たされた。その間に X は虫垂が破裂して敗血症となり、心筋虚血を罹った。X の虫垂破裂は、病院搬送前からの原因によるものであり、Y による診断・治療の遅れが直接の原因とはいえなかった。しかし、裁判所（枢密院司法委員会）は、X の心筋虚血が虫垂破裂による敗血症を経て発生したものである以上、この過程で他にも原因があったとしても、Y の遅延が X の現在の疾患に実質的に寄与していることは明らかなので、事実上の因果関係が認められると判示した。」

○ 182 頁（第 15 章 3. 純粋な経済的損失）: 同頁 14 行目の後に、改行して以下の文及び㉕事件、㉖事件を追加する。

「ただし、不実表示した助言や情報がたとえ正しかったとしても生じたであろう損害についてまでは賠償を受けられない (㉕、㉖)。たとえば、不動産鑑定士が対象不動産を過大に評価してしまった場合、査定額と時価との差額について賠償義務を負うが、不動産市況の悪化により拡大した損害についてまでは責任を負わない (*South Australia Asset Management Corporation v York Montague Ltd* [1997] AC 191)。

㉕ *Khan v Meadows* [2021] UKSC 191: Y は、血友病と自閉症を持つ子供の母親である。血友病の専門医である X は、Y が妊娠する前に血液検査のうえ、Y に対し「血友病の子を産む可能性はない」と伝えた。しかし、この診断は間違っていて、Y が出産した子 Z は血友病に感染していた。Z はさらに自閉スペクトラム症も患い、介護が必要な状態だった。Y は、「もし X から正しい情報を伝えられていたら、このような子を出産することはなかった」と主張し、血友病の子を養育するために要する費用に加え、自閉症児の介護費用相当額の

賠償を請求した。しかし、最高裁判所は、「Yの子が自閉症だったことによる損害は、血友病の専門医であるXの助言とは関係がない」と述べ、「Xは血友病に起因する養育費に關してのみ責任を負う」と判示した。

- ③⑥ *Manchester Building Society v Grant Thornton UK LLC* [2021] UKSC 20: Xは住宅ローン商品の販売を主な事業とする金融機関で、Yはその監査法人である。YはXに対し、スワップ取引を用いたリスクヘッジの手法を助言したので、Xはこの助言に基づき、固定金利で支払って変動金利で受け取るスワップ取引を用いてリスクヘッジして、固定金利の住宅ローン商品を多くの顧客に販売した。しかし、Yの助言が間違っていたことが明らかになったため、Xはスワップ取引をすべて中途解約したところ、この解約前(2008年)に起こった世界金融危機により変動金利が大幅に低下していたため、多大な損害を被った。XはYに対し、Yの間違った助言により行ったスワップ取引の取引手数料相当額に加え、金融危機下に中途解約したことにより被った損害の賠償を請求した。Yは、「金融危機による損害はYの注意義務の範囲を超えている」と主張したが、最高裁判所は、「スワップ取引が利用できる」というYの助言は、「Xがスワップ取引を中途解約しなければならなくなる」というリスクの回避を目的としていたので、Yは解約により生じた全損害について賠償義務を負うと判示した。ただし、「Xにも、Yの助言に過度に依存した点において過失があり、それが損害の拡大に寄与している」として、損害賠償額は50%に減額した。」

○ 183 頁（第 15 章 3. 純粋な経済的損失）：同頁の②⑤事件の後に、改行して以下の文及び③⑦事件を追加する。

「(5) 契約責任と過失責任が競合する場合において、相手方の契約違反の責任と並行して過失責任を追及する契約当事者は、過失責任に関しても契約責任と同様に経済的損失の賠償を請求できる。ただし、賠償請求の対象となる損害の範囲は、契約違反の場合に適用される疎遠性 (remoteness) の基準（第 13 章 2(2)）により、契約締結時に知っていた事情に基づいて合理的な一般人が予期することが可能であった損害に限られる（③⑦）。

- ③⑦ *Wellesley Partners LLP v Withers LLP* [2015] EWCA Civ1146: 法律事務所 Y は、X の依頼により、X がバーレーンの銀行 Z から投資を受けるための有限責任出資契約書を作成した。X は、この契約に基づき Z から出資を受けたが、リーマンショック直後に Z が中途解約権を行使したため出資金の半分以上を Z に払い戻さざるを得なくなり、米国市場に進出して行う予定だった新規事業をあきらめた。これは、Y が X の指示を間違えて Z に有利な中途解約条項をドラフトしたためだった。そこで、X は Y に対し、Y の契約違反及び過失責任に基づき、X が米国市場に業務を拡大できなかったことによる遺失利益分の損害賠償等を求めた。控訴院は、契約責任と並行して過失責任を追及する場合、賠償を受けられる損害の

範囲は、契約責任における疎遠性の判断基準に従い、契約締結時の事情に基づいて合理的な一般人が予期することができた損害に限られると判示した。ただし、この基準によったとしても、本件において、X がアメリカに事業を拡大して得たであろう利益は契約締結時に予測できたと認定し、X の請求を認めた。」

○ 183 頁～ 184 頁（第 15 章 4 (1)寄与過失）：183 頁本文末尾に以下の文を挿入し、184 頁の ㉔事件の後に以下の㉞事件を追加する。

「寄与の割合の認定においては、損害の発生に対して被害者の過失がどのくらい影響したのか（causative potency）だけでなく、加害者、被害者それぞれの行動についてどちらがどの程度の非難に値するか（blameworthiness）という要素も重視される（㉞）。」

「㉞ *Jackson v Murray* [2015] UKSC 5, [2015] 2 All ER 805: X（13 歳）は登校中、スクールバスから下車した後にバスの後方から道路を横切ろうとし、Y がスピード違反で運転していた対向車にはねられて重傷を負った。第一審裁判所は、X が Y の死角から横断しようとしたことが事故の原因であった点に鑑み、X の寄与割合を 90% と評価し、損害賠償額を 10% に減額、原審（控訴院）は X の寄与割合を 70% に変更した。これに対し、最高裁判所は、X の年齢と Y のスピード違反を重く考慮し、X の寄与割合は 50% と判示した。」

○ 185 頁（第 15 章 5. 特殊な過失責任）：同頁 14 行目「5. 特殊な過失責任（Special Negligence）」を「5. 類型化された過失責任（Categorised Negligence）」に変更し、15 行目「判例法及び制定法は」から 16 行目「上記 2 の一般要件を変更している。」までを「以下の類型に属する事件の過失責任は、上記㉔事件が示した 3 つの判断基準によらず、それぞれに関する判例法、制定法などを適用して注意義務の有無が判断される。」に変更する。

○ 186 頁（第 15 章 5 (2)専門家の責任）：同頁 7 行目「(㉟)。」の後に以下の文を挿入し、同頁の㉟事件の後に以下の㉞事件を加える。

「また、医者への患者への説明義務のように被害者に選択の機会を与えるべき義務に関してこの基準は適用しない（㉞）。」

「㉞ *Montgomery v Lanarkshire Health Board* [2015] UKSC 11, [2015] AC 1430: Y 病院のコンサルタント C は妊婦 Z に、Z は小柄なのに胎児が標準より大きいので難産になるということを伝えたが、肩甲難産の恐れがあることは言わなかった。そのリスクは 9 乃至 10% で、C は Z に伝えるほどではないと判断していた。出産の際 Z は肩甲難産となり、胎児 X は酸欠により障害児として出

生した。X（Zが代理）による過失責任追及訴訟において、Yは、③⑩事件の基準に基づき責任を負わないと主張したが、最高裁判所は、正常な成人に自ら決定する判断材料を与えるための医者の情報提供義務に関しては当該基準の適用がないと述べ、Zに帝王切開を選択する機会を与えなかったYの過失責任を肯定した。」

- 187 頁(第 15 章 5(3)製造物責任): 同頁末尾に、改行して以下の文及び④⑩事件を加え、さらに、以下の「6. 使用者責任 (vicarious liability)、転嫁不能の注意義務 (non-delegable duty of care)」を挿入する。

「同法が定める「欠陥」の有無は、製品の用途、用法等を斟酌して、一般大衆が期待する安全性を備えているかどうかを基準に判断する。たとえば、人命にかかわる医療機器の場合は、実際に使用した製品自体に欠陥があるかどうかにかかわらず、同種の製品に欠陥品が含まれている可能性があれば、欠陥ありと解される (④⑩)。

④⑩ *Case C-503-504/13 and C-504/13 Boston Scientific Medizintechnik GmbH v AOK Sachsen-Anhalt – Dies Gesundheitskasse and Betriebskrankenkasse RWE* [2015] 3 CMLR 173: Yは欧州市場で体内埋込み式の心臓ペースメーカー及び除細動器を販売していた。Yは、当該製品を取り扱う医師に対し、各製品の部品が劣化している可能性があるので、無償で提供する代替品と交換するよう推奨した。保険会社Xは、Yの推奨を受けてペースメーカー等を交換した患者たち（Z）に代わり、Yに対し、生体に埋め込まれた機器の交換手術に要した費用の賠償を請求した。欧州裁判所は、同種の製品の安全性に疑いがある以上、Zの生体に埋め込まれた製品も、1985年欧州製造物責任指令（European Product Liability Directive 1985、イギリスの消費者保護法（Consumer Protection Act 1987）は、この欧州委員会指令に従って制定された。）が定める欠陥製品に当たると判示した。」

「6. 使用者責任 (vicarious liability)、転嫁不能の注意義務 (non-delegable duty of care)

加害者がその雇用主のための業務執行上、過失その他の不法行為により第三者に対して損害を与えたとき、雇用主は当該第三者に対し、加害者と同じ責任を連帯して負う（*Reedie v London and North Western Ry* (1847) 4 Exch 244）。これを雇用主の使用者責任 (vicarious liability) という。この場合の加害者の行為は業務の遂行そのものである必要はないが、業務と密接に関係する行為でなければならない (④⑪)。業務上の地位を利用しただけでは密接な関係があるといえない (④⑫)。使用者責任は、加害者を継続的に指揮監督すべき立場にいる者について、加害者との間に契約等による直接の雇用関係がなくても発生する (④⑬、④⑭、④⑮、④⑯)。

- ④① *Mohamud v Wm Morrison Supermarkets Plc* [2016] UKSC 11, [2016] AC677: Xは、スーパーマーケットが経営するキオスクの店員Zに話しかけたところ、ZはXに対して乱暴な応答をして「出ていけ」と命じ、さらに店外までXを追いかけて暴行を加えた。XはYの使用責任を追及して訴えたところ、控訴院は、Zの暴行はキオスクにおけるZの業務とは関係がないとして請求を棄却した。しかし、最高裁判所は、乱暴な応答と「出ていけ」と命じた点はZのキオスク店員としての業務の範囲に属し、その後の暴行はその延長線上にある行為であるから、加害行為全体が業務と密接な関係にあると認定し、Xの請求を認めた。
- ④② *WM Morrison Supermarkets v Various Claimants* [2020] UKSC 12: スーパーマーケットチェーンを営むX社の従業員Sは、X社従業員の給与明細データをまとめて会計監査人に伝える業務を行っていたが、当該データをコピーしてインターネット上に公開し、さらに新聞社にも開示した。X社の5000人を超える従業員(Yら)は、X社の使用者責任を追及し、Sの個人情報漏洩の結果被った損害の賠償を求めた。最高裁判所は、Sによる情報漏洩は、X社に損害を与える意図で行ったものであり、Sの業務そのものとは密接に関連していないと判示し、Yらの請求を斥けた。
- ④③ *Various Claimants v Catholic Child Welfare Society* [2012] UKSC 56, [2013] 2 AC 1: Xらは、Y教会団体の管理下にあるクリスチャンスクールの生徒だった間に、教師をしていた修道僧Zから性的虐待を受けたとしてYを訴えた。Yは、ZY間に雇用関係はないと主張して争ったが、最高裁判所は、直接の雇用関係がないとしても、Zを雇ったクリスチャンスクールはYの使命に従って設立され運営されているので、YZ間には雇用関係に近似する密接な関係があると判示した。
- ④④ *Cox v Ministry of Justice* [2016] UKSC 10, [2016] AC 660: 刑務所のケータリング・マネジャーXは、配膳を手伝っていた囚人の不注意で傷害を受けたとし、使用者責任を根拠に司法省Yを訴えた。Yは、囚人の刑務所内での労役は、対価を伴うとしても商業上の目的で行われる雇用関係とは本質的に異なると主張したが、最高裁判所は、④①の判例法を適用してこれを斥けた。
- ④⑤ *Armes v Nottinghamshire County Council* [2017] UKSC 60: Xは、7歳から18歳までの間、ノッティンガム行政区(Y)の保護下にあったが、Yが最初に預けた里親から精神的及び肉体的虐待を受け、2番目の里親からは性的虐待を受けたので、Yの使用責任を追及し、損害賠償を求めた。最高裁判所は、Yは里親の日々の活動を指揮監督する立場ではなかったとしても、Yは里親の行為を選任監督し、Xに対する医療措置、旅行や外泊、実親との面接その他を承認する権限を有していたので、里親の不法行為について使用者責任を負うと判示した。

④⑥ *Barclays Bank v Various Claimants* [2020] UKSC 13: 医師 D は医院を経営していたが、長年に亘り X 銀行から新入社員の健康診断を請け負っていた。D の診察を受けた女性の社員たち (Y ら) は、診察の過程で D からセクハラを受けたとして、X 銀行の使用者責任を追及した。しかし、最高裁判所は、D は医師として独立した立場で診療業務を行っており、X 銀行の指揮監督は受けていないとして、X 銀行の使用者責任を否定した。

指揮監督関係がない独立した事業者に業務を委託した者 (委託者) は、受託者の選定において注意義務違反がある場合を除き、受託者の注意義務違反により第三者が被った損害について責任を負わない。ただし、(i) 被害を受けた第三者が児童や患者その他庇護を受けるべき者であり、(ii) 委託者が被害者を保護する義務を負うべき関係にあり、かつ (iii) 委託者による義務の履行方法について被害者は関与できない場合において、(iv) 委託者が自己の業務の一部を加害者に委ねたときは、加害者の注意義務違反による損害について、委託者は被害者に対し、転嫁不能の注意義務 (non-delegable duty of care) 違反の責任を負わなければならない (④⑦)。

④⑦ *Woodland v Essex County Council* [2013] UKSC 66, [2014] AC 537: X は地方自治体である Y 設立の学校の生徒だが、授業時間中に授業の一環として実施されたスイミングレッスン中に溺れて重い脳障害を患った。X は水泳指導員 Z1 と監視員 Z2 の注意義務違反を理由に Y に対して損害賠償を請求したが、Z1、Z2 両名とも学校の職員ではなく、学校の委託を受けた独立の契約者だったため、使用者責任を追及できなかった。最高裁判所は、Y は、児童の教育及び管理監督に関する学校の責任を引き受けた上で水泳レッスンに関する業務を Z1 らに委託していたこと及び Z1 らの注意義務違反は Y が委託した業務に関して生じたことを認定の上、Y は X に対し転嫁不能の注意義務 (non-delegable duty of care) を負っていたと判示し、X の請求を認めた。」

第 16 章 (代理)

【代理人の忠実義務違反による擬制信託 (第 16 章 3 (2) 及び第 17 章 2 (4)) の成立を認める最高裁判例 (第 17 章の ②④)、代理商の報酬請求権に関する代理商規則の解釈 (第 16 章 5) に関する判決 (⑩)、及び代理関係の終了と代理権消滅 (第 16 章 6) に関する判決 (⑪) が出た。】

○ 194 頁 (第 16 章 3 (2) 自己利得行為の禁止) : 同頁 7 行目「同様である (⑫)。」の後に以下の文を挿入する。

「代理人がそのようにして得た利益や受け取った手数料については、本人を受益者とする擬制信託が成立し、本人は当該金員に関してエクイティ上の財産権に基づく請求をすることができる (FHR European Ventures LLP v Cedar Capital Partners LLC [2014] UKSC 45 (第 17 章の㉔、第 17 章 2(3)参照。))」

○ 196 頁 (第 16 章 3(2)自己利得行為の禁止) : 同頁 7 行目「義務などを負う (同規則 5 条)。」の後に、「なお、この規則の対象となる代理商には、ソフトウェアの販売代理店も含まれる (下記⑬)」を挿入する。

○ 196 頁 (第 16 章 5. 代理人の本人に対する権利) : 同頁の末尾に、改行して以下の文及び⑮事件を追加する。

「代理商規則の適用がある場合、代理商 (commercial agent) の活動により本人が相手方と締結した契約が途中で終了したとしても、本人にその責任を問うことができない理由で当該契約が終了した場合を除き、代理商は報酬を請求できる (代理商規則 11 条)。ただし、代理活動が完了していなかったときは、代理商の報酬額は、その未了部分の割合に応じて減額される (⑮)。

⑮ *Case C-48/16 ERGO Poistovna as v Barlikova* [2017] : 保険代理店 Y は、スロバキアの保険会社 X の代理商としての活動の対価として、顧客らが支払う保険料に対する一定割合の報酬を受け取っていたが、保険契約締結の数ヶ月後、顧客らは保険料の支払を停止し保険契約が終了した。支払停止の理由は、X の度を越した問合せや保険料支払要求により、顧客らが X に対して不信を抱いたためだった。XY 間の代理商契約上、保険契約が途中で終了した場合は代理商の報酬を減額する約定になっていたため、X は Y に対し、減額分の返金を求めた。これに対し、Y は、保険契約の終了原因は X にあるとして代理商規則 11 条 (代理商は、本人の責め帰さない事由により契約の相手方がその履行を止めた場合を除き、報酬請求権を有する旨の定め) の適用を主張して争った。欧州裁判所は、X と顧客らとの保険契約は、X の契約違反等を原因として終了したわけではないが、X の行為が事実上の原因であると認定し、同規則 11 条の適用をした。ただし、Y は代理店としての活動を完了していなかったことを理由に、報酬全額の請求は認められないと判示した。」

○ 197 頁 (第 16 章 6. 代理関係の終了) : 同頁下から 7 行目「(同規則 15 条)」を「(同規則 15 条、⑮)」に変更し、⑮事件の後に以下の⑯事件を追加する。

「⑯ *The Software Incubator v Computer Associates* [2016] EWHC 1587 (QB) : X は、Y が開発したソフトウェアの販売代理店として活動していたが、この関係を解消して競合する別会

社の代理店になることにし、代理店契約終了に関する3か月前の予告通知をした。しかし、これに反発したYは、Xに対して契約を即時に解約する旨を通知し、それ以降の手数料の支払をやめた。Xは、予告なしの解除は、代理商規則15条に違反して無効であると主張して、残存期間の手数料の支払いと損害賠償を求めた。Yは、「ソフトウェアの販売は、法的には、ソフトウェアに関する恒久的なライセンス付与に過ぎず、物品の売買ではないので、代理商規約の適用がない」と主張したが、高等法院は、「ソフトウェアの恒久的ライセンス付与は、有体物の売買と同じ取扱いができるので、法律の解釈上「物品」に含まれる」と述べ、代理商規則を適用してXの請求を認めた。」

○ 197 頁(第 16 章 6. 代理関係の終了): 同頁末尾に、改行して以下の文及び⑯事件を追加する。

「代理関係が終了したとき、代理人が本人から付与された代理権は原則として直ちに消滅する。ただし、(i) 本人との間で代理権を撤回不能とする合意があり、かつ (ii) 代理権が代理人の財産的な利益の担保の役割を果たしている場合は、代理人の利益のために必要な限度で存続する。本人と代理人の間に、代理人が代理受領した金員を代理人の本人に対する債権の回収に充当すること、及び貸金が全額回収されるまでは代理関係を終了させないことを合意したような場合がこの例外に当たる。代理受領した金員から代理手数料を控除できる旨の合意がある程度では足りない (⑯)。

⑯ *Bailey v Angrove's Pty Ltd* [2016] UKSC 47: Y はワイン製造者 X の英国代理店として活動していたが、Y が倒産して管財人が選任されたことにより代理店契約は終了した。Y の管財人は、代理店契約終了前に Y が X を代理人して販売したワインの代金を取引先から回収し、これを債権者に配分しようとした。X は、倒産後の Y には代金を回収する権限がないので、Y の管財人が受領した金員は X に帰属すると主張して争った。Y の管財人は、代理店契約上 Y には代理受領した金員から手数料を控除する権限が付与されているので、契約終了後も代金受領権は存続していると主張したが、最高裁判所は、XY 間に代理権を撤回不能とする旨の合意はなく、かつ代理受領権が Y の財産的利益の担保となっているわけでもないと認定し、Y の管財人には代金を代理受領する権限がなかったと判示した。」

第 17 章 (信託)

【最高裁判決としては、上記 16 章 (代理) で触れた擬制信託に関する判決 (⑳) のほか、従来の判例法を改め、裁判所による受託者の行為の取消し (第 17 章 4) の要件を信託違反の場合に限定する重要判決もあった (*Futter v Futter and Pit v Holt* [2013] ㉑)。その他にも、信託違反による損害の範囲 (同章 4 (1)) 及び追求権の対象と限界 (同章 4 (2)、(4)) に関し

て新判例（⑳、㉑、㉒、㉓）があった。擬制信託における受益者の請求権の出訴期間制限に関する重要な判決（㉔、㉕）が出たので、これを踏まえて記述を追加する。控訴審では、結果信託や擬制信託（第 17 章 2(2)、(3)）の成立要件に関する判決（㉖、㉗）や受託者の忠実義務違反により得た財産を受領した第三者の責任範囲（同章 4(4)）に関する新判決（㉘）があった。】

- 203 頁(第 17 章 2(2)結果信託又は黙示信託): 同頁 3 行目「(⑧)。」の後に以下の文を挿入し、同頁⑧事件の後に以下の㉑事件を追加する。

「ただし、金員の交付者と受領者の間における交付の意図と目的が客観的に明白な場合でなければこの信託は成立しない（㉑）。銀行に対する一般的な銀行業務の委託、たとえば、金員を交付して海外送金を依頼した程度では、他の目的への流用を禁ずる意図を明確に示して合意したとはいえない（*First City Monument Zumas Bank Plc v Zumas Nigeria Ltd* [2019] EWCA Civ 294）。」

「㉑ *Challinor v Juliet Bellis & Co* [2015] EWCA Civ 59: X らは、Z が行う不動産投資事業に対する投資スキームに基づいて、Z の代理人である Y 法律事務所が Z のために開設した銀行口座に金員を振り込んだが、十分な投資金が集まらなかったため、この投資スキームは成立しなかった。X らの投資金の一部は、既に Z が当該事業のために銀行から借り入れた金員の返済や Y の弁護士報酬に充てられていた。X らは、Y が開設した口座に振り込んだ金員について上記⑥の判決に基づく結果信託が成立していると主張したが、裁判所は、XY 間で投資金の使途が明白に合意されていなかったため、X は単に Z に融資するために Z の代理人に金員を支払っただけであると認定し、X の主張を斥けた。」

- 204 頁(第 17 章 2(3)擬制信託): 同頁 4 行目「忠実義務者が」から 6 行目「成立する(⑩)。」までを以下のとおりに変更し、同頁の⑩事件の後に以下の㉒事件を追加する。

「忠実義務者がその地位に基づいて賄賂その他の不正な利益を受領した場合や、その活動に関して第三者から秘密の手数料を受領した場合も、受け取った金銭を信託財産とする信託が成立する（⑩、㉒）。忠実義務者がその職務上得た情報を委任者に知らせないことによって不当な利得を得た場合も同様である（後記㉓）。」

「㉒ *FHR European Ventures LLP v Cedar Capital Partners LLC* [2014] UKSC 45: Y は、X を代理して X のために Z 所有のホテルを購入したが、この取引に関し、Y は Z との間でも、取引が成功したときはその見返りとして 1000 万ユーロの手数料を受け取る旨を、X に無断で合意していた。最高裁判所は、Y が Z から受領した手数料及びこれから派生する一切

の利益について X を受益者とする信託が成立し、X はこれらに関しエクイティ上の財産権を有すると判示した。」

- 205 頁（第 17 章 2.(3)擬制信託）：同頁 9 行目「協力者本人及び合理的な一般人を基準に判断する（⑬）。」を、「本人が実際に認識していたかどうかではなく、同じ状況の下で合理的な一般人ならば不正行為を認識できたかどうかを基準に判断する（⑬、⑳）。」に変更し、⑬事件の末尾「判示した。」の後に「しかし、その後、最高裁判所は、賭博詐欺に関する事件において、不正行為の認識（dishonesty）の有無は、本人の主観ではなく、客観基準のみによって判断すべきであると述べてこの基準を変更した（*Ivey v Genting Casinos (UK) Ltd* [2017] UKSC 67: カジノ賭博において不正行為の認識の有無が争われた事件）。」を挿入、さらに⑬事件の後に以下の㉔事件を追加する。

「㉔ *Group of Seven Ltd v Notable Service LLP and another* [2019] EWCA Civ 614: X は、詐欺師グループ Z に騙されて 1 億ユーロを貸金として Z に支払った。その後、この資金は、マネーロンダリング目的でロンドンの法律事務所（Y₁）が設けた顧客用銀行口座に入金された。Y₁ のパートナーである Y₂ は、当該口座から 1500 万ドルを引き出し、その一部（17 万ユーロ）を自ら取得し、残金を Z に送金した。高等法院は、Y₂ が Z に送金した金員について、Y₂ は当該送金が不正行為に当たることまでは認識していなかったと認定して、自ら取得した 17 万ユーロについてのみ Y₂ の責任を認めた。しかし、控訴院は、最高裁判例（*Ivey v Genting Casinos (UK) Ltd* [2017]）に基づき、不正行為の認識（dishonesty）は、客観基準に従って判断すべきであるとし、Y₂ が当時置かれていた状況の下において、合理的一般人であれば当該金員が Z に帰属しないことを認識できたはずなので、Y₂ は、Z の忠実義務違反について不正な協力をしていたと判示した。」

- 209 頁（第 17 章 4. 信託違反と救済措置）：同頁 1 行目「求めることができる。」の後に以下の文及び㉔事件を追加する。

「受託者が間違った事実を前提として善管注意義務違反や忠実義務違反による信託財産の処分や分配を行った場合、裁判所に当該行為の取消しを求めることができる（㉔）。

㉔ *Futter v Futter and Pit v Holt* [2013] UKSC 26, [2013] 2 AC 108: 本件において最高裁判所は、2 つの異なる上告事件を併合審判した。第 1 事件において、裁量信託の受託者 X₁ は、弁護士の間違った助言に基づいて受益者（Futter 及びその子ら）に信託財産を分配したため、受益者は多額の資産税（capital gains tax）を負担することになった。そこで、X₁ らは、税務当局 Y に対し、「受託者が信託財産について慎重さを欠く処分をしたときは裁判所が裁量により当該行為を取り消すことができる」旨の判例法（*Re: Hastings-Bass* [1975] Ch 25）

に基づく財産分配の取消しを主張した。第2事件では、受託者 X₂ が、交通事故の被害者 Z₁ のための裁量信託を設定する際、将来の相続税を回避する措置について専門家が助言を怠ったため、Z₁ を相続して受益権を引継いだ Z₂ (Z₁ の妻) に多額の相続税 (inheritance tax) が発生した。そこで X₂ は、上記判例法による信託設定の取消しを主張し、税務当局 Y に対して税負担を争った。最高裁判所は、当該判例法 (Re: Hastings-Bass) が適用されるのは、(i) 受託者が間違っただけに基づいて信託財産を処分し、かつ (ii) 当該処分が受託者の義務違反に当たる場合に限られると判示し、両事件における受託者 (X₁、X₂) は信託違反をしていないのでいずれも (ii) の要件を欠くと認定した。ただし、第2事件に関しては、受託者の錯誤による処分が受益者にとって正義と公平に反する結果をもたらす場合、裁判所はエクイティに基づき当該処分の裁量取消しができる」と述べて Z₂ を救済した。」

- 209 頁 (第 17 章 4 (1) 損失補償) : 同頁 7 行目 「(18)」を「(18)、(27)」に変更し、同頁の 18 事件の後に以下の 28 事件を追加する。

「²⁷ *AIB Group v Mark Redler and Co* [2014] UKSC 58, [2015] AC 1503: X 銀行は借主 S の不動産を担保に 330 万ポンドを融資した。不動産には B 銀行の先順位抵当が付いていたが、X 銀行は B 銀行の被担保債権を完済して先順位抵当を抹消することを融資の条件としていた。X 銀行及び S 双方を代理していた弁護士 Y は、X 銀行から S への融資金を受領し、その一部で B 銀行の被担保債権を完済して残金を S に交付するよう指示を受けた。しかし、Y の不注意により B 銀行の債権の一部 (約 30 万ポンド) が弁済されず、先順位抵当は残債の担保として残ってしまった。その後、S が支払不能となり担保が実行された結果、不動産の売却代金は B 銀行の残債に先に充当され、X 銀行は 90 万ポンドしか返済を受けられなかった。X 銀行は、Y の信託違反を理由に返済を受けられなかった金額 (330 万 - 90 万ポンド = 約 240 万ポンド) の賠償を求めたが、最高裁判所は 18 の判例法を適用し、Y の信託違反による損害は Y の不注意により残された B 銀行の残債額 (約 30 万ポンド) を限度とする」と判示した。」

- 209 頁 (第 17 章 4 (2) 追求権) : 同頁 21 行目 「と呼ばれる。」の後に以下の文を挿入し、同頁の 19 事件の後に以下の 28 事件を追加する。

「信託財産と物理的には代替関係がない金銭等であっても、取引の目的等に鑑みて代替物とする意図が認められる場合は追求権を行使できる (28)。」

「²⁸ *Brazil v Durant International Corporation* [2016] UKPC 35, AC 297: サンパウロ市 (X) は、ジャーニー法人 Y に対し、X の元市長 (Z) が受領した賄賂約 1050 万米ドルの返還を請求した。Z は、受け取った賄賂を、数回に亘り、Z の息子が管理する会社名義のニューヨー

クの銀行口座（A 口座）に送金し、A 口座の預金はジャージーにある Y の銀行口座（B 口座）に送金されていた。しかし、A 口座から B 口座への送金の一部は、Z が賄賂を A 口座に入金するより前に行われていたもので、Y は、当該金員分については賄賂と代替性がないので、X は追求できないと主張して争った。裁判所（枢密院司法委員会）は、送金取引全体の目的と Z、Y らの意図が裁判所に明らかである以上、個々の送金の順序が銀行システム上偶々逆になったとしても関係がないと述べ、エクイティに基づく X の追求権を認めた。」

- 211 頁～212 頁（第 17 章 4. (4) 第三者の責任）:211 頁 16 行目「することができる」の後の「(22)。」の代わりに以下の文を挿入し、212 頁の②事件の後に②⑨事件及び③⑩事件を挿入する。

「(22)、(29)。ただし、忠実義務を負担していない第三者が負うべき責任の範囲を決めるうえでは、契約違反の損害の範囲に関する法原則（第 13 章 2）が類推適用される。すなわち、不正行為の認識がある第三者が当該不正行為を通じて得た利益であっても、その利益が不正行為から疎遠に過ぎる（too remote）場合は引渡請求や補償請求の対象にはならない（③⑩）。」

「②⑨ *Akita Holdings Ltd v The Honourable Attorney General of the Turks and Caicos Islands* [2017] UKPC 7: Y 国（コークス・アンド・ケーコス諸島）は、同国市民に対し、国有地を一定の条件の下で時価の半額で買い取る権利を付与していた。Z は、Y 国市民であると同時に同国の内閣の大臣だったが、市民の資格で Y 国から特定の土地の買取権を取得した。この際、買取代金は、過去に算定した同地の時価（15 万 400 ドル）の半額である 7 万 5200 ドルに決まったが、当時、実際の時価は 50 万ドルに上昇していた。Z は、大臣の職務を通じてこの事実を知っていたのに、Y 国には報告しなかった。その後、Z は X 社を設立して土地買取権を X 社に移転、X 社が Y 国から同地を 7 万 5200 ドルで購入した。X 社はこの土地を担保に借り入れた資金で土地開発を行い、2 年後に同地の時価は 425 万ドルに上昇した。Y 国は、Z が不当な価格による土地買取権の付与を受けたこと、X 社はそのことを知りながら土地を取得したことを理由に、X 社に対して不当利得の返還を求めた。裁判所（枢密院司法委員会）は、「X 社は、Z による Y 国に対する忠実義務違反を知りながら、本来 25 万ドル（50 万ドルの半分）で買い取るべき土地をその 3 分の 1 ほどの価格（7 万 5200 ドル）で取得したので、土地の持ち分の 3 分の 2 については、Y 国を受益者とする擬制信託が成立していると認定し、X 社に対し、現在の土地の時価（425 万ドル）の 3 分の 2 に相当する金員の Y 国に対する支払を命じた。

- ③⑩ *Novoship (UK) Ltd v Mikhaylyuk* [2014] EWCA Civ 908: Z は、X 社のマネジャーをしていた間、X 社のために X 社が所有する船舶の傭船契約を締結する際に秘密の賄賂を受け取るなどして多額の不正な利益を受けていた。Y は、Z が X 社に対する忠実義務に違反してい

ることを知りながら、Zを通じてX社との間で長期傭船契約を締結し、船舶を借り受けた。Yは、この船舶を転貸することにより相場をはるかに上回る利益を上げた。X社は、Yに対して、Zの忠実義務違反によりX社から借りた船舶の転貸利益全額の支払を求めた。控訴院は、「忠実義務違反であることを知りながら財産を受領した第三者には、当該財産に基づく利得は帰属しない」との一般原則を示したが、「忠実義務を負わない者の責任の範囲を決めるうえでは、因果関係、疎遠性及び損害額算定に関するコモンロー上の原則が類推適用される」と述べ、Yが相場を超える利得を獲得したのは市況において貨物運賃が高値に推移したことが主因であり、Zの忠実義務違反とは疎遠に過ぎる（too remote）から、YはX社に対して相場を超える利得分の支払義務を負わないと判示した。」

○ 212 頁（4. 信託違反と救済措置）：同頁末尾に、改行して以下を追加する。

「第三者に対する信託法上の責任追及は、信託財産が信託制度の存在しない国に移転するなどして受益権が消滅してしまうと、もはやできなくなる（③1）。

③1 *Byers v Saudi National Bank* [2023] UKSC 51, [2024]AC 1191: ケイマン諸島法人であるZは、サウジアラビア法人である5つの会社の株式を受益者Xのための信託財産として保有していた。しかし、Zは自らの債務の弁済のため、これら株式をサウジアラビアの銀行（Y）に譲渡してしまった。この株式譲渡はサウジアラビア国内で行われ、その準拠法はサウジアラビア法である。Xは、「Yは、Zの忠実義務違反を知りながらこれを譲り受けた」と主張してYの責任を追及したが、最高裁判所は、「サウジアラビア法上は信託制度が存在しないので、Yへの株式譲渡が完了した時点で、この株式を信託財産とするXの受益権は消滅した。したがって、Yが、この株式の譲渡が受託者Zの忠実義務違反であることを知っていたかどうかにかかわらず、もはや信託法に基づく義務違反の責任を追及できない」と述べてこの請求を認めなかった。

（5）信託違反と出訴期間制限

受益者の受託者に対する信託財産引渡請求権や追求権及び詐欺による信託違反をした受託者に対する損失補償等の請求権は、原則として、出訴期間の制限を受けない（1980年出訴期間制限法（Limitation Act 1980）21条1項(a)、(b)、下記③2）。ただし、第三者と受益者との間に成立した擬制信託に基づく受益者の第三者に対する請求権（上記(4)）については、当該第三者が不正行為をした時から6年を経過した後は請求できない（③3）。

③2 *Burnden Holdings (UK) Limited v Fielding* [2018] UKSC 14: YはX社の取締役であり、かつ支配株主だった。2007年、X社は、その子会社Zを吸収合併することにし、Yを含むX社株主は、この合併に関連して多額の配当を得た。しかし、このときX社は破綻状態に

あり、同社は、2008年に倒産した。2013年、X社清算人は、X社取締役であったYらは、X社の破綻状態を知りながら違法に吸収合併及び株主配当を行ったとして、その忠実義務違反の責任を追及する訴訟を提起した。Yは、X社から配当を受けた後6年を経過しているので、X社の請求権は出訴期間制限法によりもはや行使できないと主張して争った。最高裁判所は、会社の取締役は、会社の財産を受託者の立場で管理しているので、出訴期間の制限を排除する出訴期間制限法21条1項(b)の規定は、取締役の会社に対する忠実義務違反の責任に関しても適用されると判示し、Yの主張を斥けた。

- ③ Williams v Central Bank of Nigeria [2014] UKSC 10, [2014] 1 AS: Xは、Zに騙されてZに対してXを受益者とする信託財産として650万ドルを引き渡した。その後、Xは、Zから当該金員の一部を受領したY銀行に対し、Y銀行はZの詐欺を知りながらこれに加担したので擬制信託が成立していると主張し、信託違反の責任を追及する訴訟を提起した。Y銀行がZから金員を受領したのは訴訟提起より6年以上前であり、信託に基づく請求に関する出訴期間はすでに経過していた(1980年出訴期間制限法21条3項)が、Xは「詐欺による信託違反をした受託者の責任を問うための請求は出訴期間制限を受けない」旨の同法21条1項(a)の適用を主張した。最高裁判所は、同項の「受託者」とは、通常の方法で成立した明示信託、黙示信託、擬制信託の受託者を指し、第三者への責任追及のために特別に認められた信託の場合は含まないと判示し、出訴期間の経過を理由にXのYに対する請求を斥けた。」

第18章 (取引に伴う財産権の移転)

【土地に対する財産権の譲渡に伴うエクイティ上の権利の帰趨(本章2(3))に関する控訴院判決(㉑)が出た。物品に対する財産権の移転に関しては、所有権留保特約(本章3(2)(iii))と売買代金請求権の関係に関する新判例2件(㉒、㉓)、及び出訴期間の経過による権原の移転(本章4(3))に関する高等法院判決(㉔)があった。また、債権譲渡通知と相殺の関係(本章5(4))に関しても注目すべき判決(㉕)が出た。なお、土地利用権原の移転に関し、2002年土地登録法は、全ての土地売買を電子譲渡の方法にすることを予定していた(本章2(2))が、現在、同法に基づく電子譲渡制度の導入は見直しが検討されている。】

- 216頁(第18章2(3)登録可能な権利及び優先的権利):16行目の末尾に以下の文及び㉑事件を追加する。

「なお、転換が生ずるのは、土地が譲渡された場合だけであり、地役権その他の財産権が設定されても土地に対するエクイティ上の財産権は消滅しない(同法2条1項(ii)、㉑)。

② *Baker v Craggs* [2018] EWCA Civ 1126: Zらは共同で所有するA地をYに売却して引き渡したが、Yに対して権原の移転登録をする前に、A地に隣接するB地をXに売却のうえXがB地に出入りするためにA地に地役権(easement)を設定し、その登録を完了した。XはYに対しA地の地役権を主張したが、控訴院は、「A地の買主であるYは、その権原が登録されるまでの間、売主Zらを受託者とするエクイティ上の権利(信託受益権)を有し、YはA地を現実占有しているので、Xの地役権に優先する」と判示し、Xの請求を棄却した。Xは、「YのA地に対する信託受益権は、Xが2名以上の者(Zら)から地役権の設定を受けたことにより、その対価に対する受益権に転換(overreach)した」旨を主張したが、裁判所は、「財産権法2条1項(ii)の文理上、転換が生ずるのは、自由土地保有権又は不動産利用権が設定、譲渡された場合であり、地役権の設定を含まない」としてこの反論を斥けた。」

○ 219頁(第18章3(2)(iii)所有権留保条項): 同頁末尾⑥事件の後に、改行して以下の文、②事件及び③事件を追加する。

「物品売買契約の買主が代金支払を怠ったとき、売主は、契約の存続を前提に売買代金を請求するか、又は契約を解除して原状回復及び損害賠償を請求するかを選択することができる(第13章7-2)が、売買契約に所有権留保条項を設けた場合は、特別な定めをしない限り売買代金を請求することができなくなる(1979年物品売買法49条1項、下記②)。ただし、燃料等の消費財の売買であり、かつ契約上、買主が代金支払期到来前に引渡済み物品を消費することが認められている場合、当該契約は1979年物品売買法の適用を受ける売買契約には当たらず、所有権留保条項があっても未払代金を請求できる(③)。

② *FG Wilson (Engineering) Ltd v John Holt & Co (Liverpool) Ltd* [2013] EWCA Civ 122, [2014] 1 WLR 2365: XはYとの間の継続的販売契約に基づいて発電機とその部品を引き渡したが、Yは代金を支払わなかった。契約には売主は代金完済まで所有権を留保する旨の条項があったが、Yはすでに製品を輸出してこの条項は用をなさないで、XはYに対し、代金支払請求訴訟を提起した。しかし、控訴院は、XはYに所有権を移転していないので、1979年物品売買法49条1項に基づき代金の支払を求めることができないと判示した。

③ *PST Energy Shipping LLC v OW Bunker Malta Ltd* [2016] UKSC 23: 船舶用燃料の標準売買契約約款は、代金支払時期を請求書発行後6か月以内と定め、かつ燃料の所有権は代金完済まで売主に留保するが、買主はそれ以前でも引渡しを受けた燃料を船舶運航に使用できる旨を定めていた。売主Sは燃料を買主Yに売却したが、Yから代金の支払を受ける

前に倒産した。Y は、S 倒産前に、S から購入した燃料をすべて消費していた。その後、S から代金債権の譲渡を受けた X が Y に対して代金の支払を求めた際、Y は S 及び X に対し、Y に燃料の所有権を移転していない S 及び X は、1979 年物品売買法 49 条 1 項に基づき代金請求権を有しないと主張した。最高裁判所は、代金完済前に目的物が費消されて所有権移転ができなくなることを予定している本件のような契約には 1979 年物品売買法は適用されないと判示し、Y の主張を認めなかった。」

- 226 頁～227 頁(第 18 章 4 (3)出訴期間制限による権原の取得):226 頁本文下から 3 行目「主張できる」の後に「(24)」を挿入し、227 頁の判例⑰の前に以下の⑳事件を追加する。

「⑳ *Tower Hamlets LBC v Bromley LBC* [2015] EWHC 1954 (Ch): ロンドン市は、1962 年、ヘンリームーアから「座る女 (Old Flo)」の彫像を購入し、イーストエンド地区の公園に設置した。1981 年、この公園の管轄はロンドン市からタワーハムレット行政区 (X 区) に移管された。このとき、本件彫像の所有権はロンドン市に残されたが、X 区は公園とともに自己に帰属していると信じ、1987 年から 5 年間これを第三者に貸し出すなどした。2012 年、X 区が本件彫像の売却を計画した際、Y 区はロンドン市から彫像の所有権を引継いだと主張して売却に反対したので、本件彫像が X 区 Y 区のどちらに帰属するかについて裁判上争われた。高等法院は、本件彫像は、元々はロンドン市に帰属し Y 区に承継されたが、X 区が所有者のように振舞って 1987 年にこれを第三者に貸し出した行為は占有を侵害する不法行為 (conversion) に当たり、Y 区はその後 6 年以内に引渡請求等をしなかったために 1980 年出訴期間制限法 3 条 2 項により権原を失い、その結果として本件彫像は Y 区ではなく X 区に帰属していると判示した。」

- 231 頁 (第 18 章 5 (4)債務者の抗弁権 (ii)) : 同頁本文下から 4 行目「主張できる。」の後に以下の文及び㉑事件を挿入する。

「ただし、請求債権と密接な関係を有する反対債権によるエクイティ上の相殺 (第 13 章 4(7) (i)) は、債権譲渡通知の前後にかかわらず行うことができる (㉑)。

㉑ *Bibby Factors Northwest Ltd v HFD Ltd* [2015] EWCA Civ 1908, [2016] 1 Lloyd's Rep 517: X は、Z から商品を継続的に購入していた。債権回収会社 Y は、X に対する売掛金債権を Z から譲り受け、X にその支払を求めた。X は、「Z との間で支払済みの商品代金の 10% をリバートとして将来の売掛金と相殺できる約束になっていたので、リバート請求権を反対債権として、売掛金債権と相殺する」旨を主張した。これに対し、Y は、「X は、Y から債権譲渡通知を受けた後に生じた反対債権とは相殺できない」と主張して争った。控訴院は、X の反対債権 (リバート請求権) は売掛金債権と同じ契約から生じたものではないが密接に関連し、X はエクイティ上の相殺権を有するので、譲渡通知の前後にかかわらず

Xは相殺を主張できると判示した。」

第 19 章 （寄託）

【2015 年消費者権利法に言及する。】

○ 238 頁（第 19 章 3 (5)契約に基づく受寄者の義務）：同頁末尾に以下の文を追加する。

「寄託の原因が事業者を受寄者とする消費者契約（寄託者が消費者である契約）の場合は、当事者間でこの義務を制限又は排除する合意をしても拘束力を生じない（2015 年消費者権利法（Consumer Rights Act 2015）49 条、57 条）。」

第 20 章 （担保）

【会社法の改正により担保の公示制度が変更されたので、これに基づいて記述を修正する。

また、土地登録法に基づく登録の第三者に対する効力、及び土地取引に伴うエクイティ上の権利の転換（overreaching）の適用範囲に関して、それぞれ注目に値する新判例（⑪、⑫）が出た。】

○ 242 頁（第 20 章 1. 担保の種類）：同頁 6 行目「定めている。」の後に、改行して以下を挿入する。

「(4) 担保の公示の要否

約定担保には、登録その他の方法による公示を要するものと公示が不要のものがある。後述のとおり、コモンローに基づく譲渡抵当権（下記 2 及び 5）は土地登録所、裁判所等への登録を効力発生の要件とし、また質権は占有の移転を成立要件としている。これに対し、エクイティに基づく担保（下記 3 及び 6）は、かつては、登録その他の特別な公示手続をとらずに債権者や破産管財人に対抗することができた。しかし、2013 年の会社法改正により、イギリスで登録された会社が譲渡抵当権又はチャージを設定する場合は、原則として担保設定後 21 日以内に、会社登録所に所定の事項を届け出て登録しなければならなくなった（2006 年会社法（Companies Act 2006）859A 条）。この公示手続は、イギリスの会社が、質権及びリーエンを除く、あらゆる担保（下記 2、3 及び 5 乃至 8）を設定する場合に、対象財産の種類や所在地にかかわらず要求される。会社又は担保権者が法定の

期間内に担保の届出をしなかった場合、会社の清算人、破産管財人及び会社債権者に対して担保の効力を主張できない（同法 859H 条）。他方、個人やイギリスの会社以外の法人が設定するエクイティ上の担保（下記 3、6 及び 7）については登録が不要である。」

○ 242 頁（第 20 章 2. コモンロー上の土地譲渡抵当権（Legal Mortgage of Land）（1））：同頁 16 行目「生ずる（同法 27 条 1 項、51 条）。」の後に以下の文を挿入し、18 行目の後に改行して以下の⑪事件を挿入する。

「登録が偽造によってなされた場合であっても、譲渡抵当権者は、真の権利者及び優先権者以外のあらゆる者に対して権利を主張できる（⑪）。

⑪ *Swift 1st Ltd v Chief Land Registrar* [2015] EWCA Civ 330: X は、Z が所有する土地について譲渡抵当権の設定登録を受けたが、これはパテン師が Z を装って偽造の登録をしたものだった。パテン師は X から借入金を受け取った後、行方をくらました。その後、X が譲渡抵当権を実行しようとしたときにこの事実が明らかになり、土地に対する譲渡抵当権の登録は抹消された。2002 年土地登録法は、「登録の更生・抹消により権利を害された者は土地登録所に対して損失補償を請求できる」旨を定めている（同法付則 8 条）。そこで、X は、土地登録所（Y）に対し、この土地登録法の規定に基づいて損失補償を求めた。Y は、X の登録は偽造によりなされたものであり、X は元々権利を有していないので、損失補償を受ける資格がないと主張したが、控訴院は、「X は譲渡抵当権者としての登録を受けた以上、他に優先する者がいるかどうかにかかわらず、真の権利者及び優先権者以外のあらゆる者との関係上譲渡抵当権を有するので、土地登録所に対して土地登録法付則 8 条の適用を主張できる」と判示した。」

○ 246 頁（第 20 章 2(4)優先順位）：同頁 5 行目の末尾に以下の文を追加し、⑧事件の後に以下の⑫を挿入する。

「土地に対する信託受益権以外のエクイティ上の権利が存在する場合も同様である（⑫）。」

⑫ *Mortgage Express v Lambert* [2016] EXCA Civ 555: Y は、1 万 2000 ポンド相当の自宅を 2 人のパテン師（Z ら）に騙されて 3000 ポンドで売却したが、権原移転の登録後も Z から賃借して居住を続けた。Z らは、この家に設定した譲渡抵当権を担保に X から 1 万 1200 ポンドを借り入れて行方をくらませた。その後、X が譲渡抵当権の実行に着手したので、Y は、Z らによる非良心的取引によって居宅を売却させられた旨を主張して、Z らとの間の売買契約を取り消した上、「権原が Z らに移転していた間、Y は居宅に対するエ

クイティ上の財産権を有し、Yが居宅の占有を継続していた以上、この財産権はXの譲渡抵当権に優先する」と主張して争った。控訴院は、Yの居宅に対するエクイティ上の財産権の成立を認めたが、Xが2名以上の者（Zら）から譲渡抵当権の設定を受けたことにより、Yのエクイティ上の権利はZらがXから受領した借入金に対する権利に転換（overreach）し、Yは居宅に対する優先権を主張できないと判示した。」

○ 248 頁（第 20 章 5. コモンロー上の動産譲渡抵当権）：同頁下から 4 行目「ないが、」の後に「個人が」を挿入し、下から 2 行目乃至最終行の「（債務者が個人の場合）又は会社登録所（債務者が会社の場合）」を削除する。

○ 249 頁（第 20 章 6 チャージ）：同頁下の注 3）「Bills of Sale Acts 1978-1982、Companies Act 2006 s860.」を「Bills of Sale Acts 1878-1882.」に変更する。

○ 249 頁（第 20 章 6 (2) 不動産担保）：同頁本文下から 4 行目「イギリスの」から最終行末尾「（同 874 条）。」までを削除する。

第 21 章 （国際取引訴訟）

【イギリスの EU 離脱により、EU 域内の裁判管轄と判決の執行に関するブリュッセル I 規則（本章 1 及び 4）はイギリス国内法としての効力を失った。他方で、2015 年に EU が加盟した国際裁判管轄の合意に関するハーグ条約は、EU 離脱後もイギリス及び EU その他の条約加盟国における裁判に適用される。その他には、イギリス国内の金銭執行に関する法律（同 3）が 2014 年に完全施行され、また、不法行為の裁判管轄（同 1 (2) (ii)）及び契約準拠法（同 2 (1)）に関して参考となる判決が出た。】

○ 255 頁（第 21 章 1. 国際裁判管轄）：同頁本文下から 8 行目「イギリスの国際裁判管轄法には、」から同頁の末尾（注 1）注 2）を含む。）までを削除し、代わりに以下の文を挿入する。

「イギリスの国際裁判管轄は、コモンロー及び民事手続規則（Civil Procedure Rules 1998）により決定される。ただし、裁判事件の当事者間に後述(2)のハーグ管轄合意条約（Convention of 30 June 2005 on Choice of Court Agreements）に基づく管轄合意があるときは、コモンローや規則の適用が排除される。」

○ 256 頁～ 258 頁（第 21 章 1. 国際裁判管轄）：256 頁 1 行目「(1)ブリュッセル I 規則による裁判管轄」から 258 頁 18 行目末尾「従わざるを得ない。」までの記述をすべて削除する。

○ 258 頁 (第 21 章 1 (2) コモンロー及び民事手続規則 (CPR) による裁判管轄) : 同頁本文下から 10 行目「(2)」を「(1)」に変更し、本文下から 9 行目冒頭の「被告が EU 域内に」からその次の行 (本文下から 8 行目) の「訴訟の場合、」までを削除する。さらに、同行「イギリスの裁判所の管轄は、」の後に「後記(2)のハーグ管轄合意条約が適用される場合を除き、」を挿入する。

○ 259 頁 (第 21 章 1 (2) (i) 国内における送達による管轄) : 同頁 10 行目「ただし、」から 11 行目「適用はない (⑧)。」まで、及び 18 行目以下の⑧事件を削除する。

○ 260 頁 (第 21 章 1 (2) (ii) 国外への送達による管轄) : 同頁 9 行目「BI 規則と異なり、」を削除し、同行「(⑨)」を「(⑨、⑮)」に変更し、同頁の⑨事件の後に以下の⑮事件を追加する。

「⑮ *Four Seasons Holdings Inc v Brownlie* [2017] UKSC 80: Y とその夫 Z は、エジプト旅行中、カナダ法人 X の傘下にあるエジプトのホテルが企画したエクスカージョン・ツアーに参加して交通事故に遭い、Z は死亡し Y は重傷を負った。Y は、X に対する不法行為等による損害賠償請求訴訟をイギリスの裁判所に提起した。Y から訴状の送達を受けた X は、事故発生地がエジプトであることを理由に裁判所に対し訴状送達許可の取消しを求めた。Y は、Y は帰国後も継続して Z の死亡による損害を被っているのでイギリスも損害発生地であり、CPR PD が定める訴状送達許可事由に該当すると主張した。最高裁判所は、CPR PD 6B 3.1(9) (a) は「損害 (damage)」を直接的損害に限定していないこと、直接的損害と間接的損害の区別は困難であることなどを理由に、X の主張を認めた。」

○ 261 頁 (第 21 章 1 (2) (iii) 訴訟禁止命令) : 同頁 5 行目「ただし、」を「イギリスが EU に加入していた 2020 年 12 月まで、」に、同頁 6 行目「できない (⑩)。」を「できなかった (⑩)。」に変更し、その後に「しかし、現在のイギリスの裁判所は EU 法の拘束を受けないので、EU 域内の訴訟を禁止することもできる。」を挿入する。

○ 261 頁 (第 21 章 1 (2)) の後 : 同頁の⑩事件の後に、改行して以下の文を挿入する。

「(2) 国際裁判管轄の合意に関するハーグ条約による裁判管轄

2005 年に採択された裁判管轄の合意に関するハーグ条約 (The Hague Choice of Court Agreements Convention 2005、ハーグ管轄合意条約) は、民事・商事に関する国際的な事件の当事者の間でいずれか 1 つの加盟国の裁判所を管轄裁判所とする旨を書面により合意した場合、その事件については選択された裁判所だけが管轄権を有し、それ以外の加盟国の裁判所に訴訟が提起された場合は手続を停止するか又は訴えを却下しなければならないと定めている (同条約 3 条、5 条、6 条)。国際的な事件とは、紛争の両当事者が同じ国に所在し、かつその国内だけに

関連する事件を除くすべての事件のことである（同条約1条(2)）。ただし、不動産に関する事件や著作権以外の知的財産権（特許権、商標権等）に関する事件は除外される（同条約2条）。この条約は、2015年にEUが加入したことにより発効した。イギリスは2020年9月に単独でもこの加盟国になることを決定したので、2021年1月のEU離脱後も同条約の加盟国である（Civil Jurisdiction and Judgments (Hague Convention on Choice of Court Agreements 2005) (EU Exit) Regulations 2018 (SI 2018/1124)）。現在、EUとイギリス以外のハーグ加盟国はメキシコ、シンガポール、デンマーク、スイス及びモンテネグロなど10か国だけで、アメリカ、中国は批准しているが、まだ加入には至っていない。日本は批准もしていない。ただし、この条約は、管轄合意をした者の国籍や所在地を限定していないので、非加盟国に所在する者が加盟国の裁判所を選択した場合も加盟国の裁判所を拘束する。たとえば、日本国内の会社や非加盟国に所在するその子会社と取引相手の間でイギリスを専属的裁判管轄地に指定したときは、イギリス以外の加盟国の裁判所に訴訟を提起しても、その裁判所は裁判が停止するか、又は訴えを却下する（同条約6条、⑩）。

⑩ 6DM (S) *Pte Ltd v AE Brands Korea Ltd and others* [2021] SGHC 257: シンガポール法人Xは、アルコール・清涼飲料の卸売販売会社であり、Y₁（韓国法人）、Y₂（香港法人）、Y₃（英国法人）は、いずれもアサヒビール（日本法人）の子会社である。Y₁～Y₃は、Xをシンガポールにおける販売店に指定していた。Y₁～Y₃とXとの間の販売店契約は、準拠法をイギリス法とし、イギリスの裁判所を専属的裁判管轄裁判所とする旨を定めている。2021年2月、この販売店契約をめぐる紛争が生じた際、Xは、Y₁～Y₃及びそれらのエージェントとして活動していたシンガポール人Y₄を被告として、シンガポール高等裁判所に損害賠償請求訴訟を提起した。Xは、「本件はシンガポールにおける契約の履行に関する事件なので、最も合理的で適切な裁判地はシンガポールである」と主張したが、裁判所は、シンガポールが2016年に加入したハーグ管轄合意条約を実施するために制定された法律（2016年管轄合意法）を適用してY₁～Y₄に対するXの訴えを却下し、販売店契約の当事者ではないY₄に対する訴訟のみを存続させた。」

○ 261頁（第21章2(1)契約準拠法の選択）：同頁本文下から6行目「用いている。」の後に、「イギリスは、2020年1月にEUから離脱したが、同規則及び不法行為や不動産に関する準拠法を定める2007年ローマ規則IIは、EU離脱後もイギリス法の一部に組み込まれている（European Union (Withdrawal) Act 2018, s 2, Law Applicable to Contractual Obligations and Non-Contractual Obligations (Amendment etc.) (EU Exit) Regulations 2019）」を挿入する。

○ 262頁～263頁（第21章2(1)契約準拠法の選択）：262頁12行目「まだ不明である」の

後に「(17)」を追加し、263 頁の⑪事件の後に以下の⑰事件を追加する。

「⑰ *Molton Street Capital LLP v Shooters Hill Capital Partners LLP* [2015] EWHC 3419 (Comm): ロンドンの金融ブローカー X は、Y との間でニューヨークのヘッジファンドが所有するボンドを購入する契約を締結したが、Y が契約を一方的に破棄しボンドの引渡しを拒絶したので、損害賠償を求めて提訴した。ボンドの売主である Y の所在地はニューヨークなので、契約準拠法は R I 規則 4 条 2 項によればニューヨーク州法となるはずだが、X は、売買契約交渉がロンドンで行われたことを理由にイギリス法の適用を主張した。しかし、高等法院は、4 条 2 項の適用を排除できるのは、「他に明らかに密接に関連する地がある」例外的な場合に限られると述べ、X の主張を斥けた。ただし、本件は、契約履行地を含む主要な要素がニューヨークと密接に関連し、いずれにしてもニューヨーク州法によるべき契約だった。」

○ 263 頁(第 21 章 3. 判決の執行): 同頁本文下から 6 行目「なお、」から同頁下から 4 乃至 3 行目「(2014 年 2 月時点では一部未施行)。」までを削除する。

○ 264 頁(第 21 章 3(1)財産の調査): 同頁 13 行目「TCEA 完全施行後は」から 15 行目「(TCEA95 条乃至 105 条)。」までを以下のとおりに変更する。

「裁判所に対し、第三者に対する情報開示命令及び政府等に対する情報提供請求を求めることもできる (2007 年審判廷、裁判所及び執行に関する法律 (Tribunals, Courts and Enforcement Act 2007:TCEA 2007) 95 条乃至 105 条)。」

○ 264 頁～ 265 頁(第 21 章 3(3)物品に対する強制執行): 264 頁本文下から 3 行目「申立を受けた裁判所は」から 265 頁 7 行目「(TCEA 別表 para 17)。」までを以下のとおりに変更する。

「申立を受けた裁判所は、執行係官 (enforcement agent) に対し、債務者の物品の売却を命ずる (TCEA 2007 s62, Schedule 12 Part 2)。執行係官は、裁判所の命令に基づき、債務者の物品を取り上げて競売により売却し、代金から費用を控除した残金を債権者に交付する。執行係官は、債務者の物品を捜索・発見して取り上げるため、債務者に事前通知の上、債務者の住居及び事業所と合理的に信ずる建造物に立ち入ることができる (TCEA 2007 別表 12 paras 7, 14)。それ以外の建物 (車両、船舶、航空機、仮設構築物等を含む) については、裁判所の許可を得ることを条件とし、事前通知をして立ち入る権限を有する (TCEA 2007 別表 12 paras 7, 15, 17)。執行係官は、建物への立入りに際し、合理的な強制力を用いることができる (TCEA 2007 別表 12 paras 17-19)。」

○ 267 頁（第 21 章 4）：同頁本文下から 4 行目「イギリスは、EU 加盟国の裁判所の判決と」から次行「分けている。」までを「ハーグ管轄合意条約に基づいて加盟国の裁判所が下した判決とそれ以外の判決とでは執行要件が少し異なる。」に変更する。

○ 267 頁本文下から 2 行目「(1) EU 加盟国の判決の執行の場合」から 269 頁 11 行目「可能性がある (⑬)。」まで、及びその後の⑬事件を削除し、以下の文に差し替える。

「(1) 国際裁判管轄の合意に関するハーグ条約により管轄が認められた裁判所の判決の場合

国際裁判管轄の合意に関するハーグ条約の加盟国（すなわち、EU 諸国、メキシコ、デンマーク、シンガポール、スイス、モンテネグロ等）のうちのいずれかの国の裁判所を専属的裁判地とすることに合意をした者の間で生じた紛争について、この管轄合意に従った裁判所で判決が下された場合、当該裁判所の判決は、(a) 判決を下した国の法律上、合意が無効であるとき、(b) 判決を下した国の法律上、契約締結能力のない者が管轄合意をしたとき、(c) 判決を下した国の裁判において被告が適法な送達を受けず、訴訟に参加しなかったとき、(d) 判決が詐欺により下されたとき、(e) 判決の承認、執行がイギリスの公共政策に反するとき、(f) 同一当事者間の矛盾する判決があるとき、又は (g) 他国の裁判所による同一当事者間の矛盾する判決が承認要件を充たしているときを除き、イギリスの裁判所により承認され執行される。」

○ 268 頁（第 21 章 4 (2) その他の国の裁判所による判決の場合）：同頁下から 8 行目「その他の国の裁判所による判決」を「その他の判決」に変更し、その次の行の冒頭「日本、アメリカを含む EU 加盟国以外の国の裁判所の」を「ハーグ管轄合意条約に基づいて選択された加盟国の裁判所の判決以外の」に変更する。

第 22 章 （国際商事仲裁）

【国際商事仲裁の分野では、紛争解決のための誠実協議義務の拘束力（本章 1）、仲裁地の認定、暫定的仲裁判断の執行力（同 2）及び仲裁判断の取消し（同 4）に関する判例を追加する。】

○ 272 頁（第 22 章 1. 仲裁とは）：同頁 20 行目「(第 6 章 4 参照)」を削除し、その後に以下の文及び⑦事件を追加する。その後に改行して以下の「1-2 仲裁地と仲裁を行う場所」を挿入する。

「仲裁申立の前提条件として、和解のために交渉する義務（誠実協議義務）を定める場合、協議の期間等を明記すれば法的拘束力が認められる（第6章2、⑦）。

⑦ *Emirates Trading Agency LLC v Prime Mineral Exports Pte Ltd* [2014] EWHC 2104 (Comm), [2015] 1 WLR 1145: XY 間の継続的売買契約は、「当事者間で紛争が生じたときは解決のために友好的に協議するものとし、4 週間内に解決できない場合は仲裁を申し立てることができる」旨の紛争解決条項を定めていた。Y が X の契約違反を理由に仲裁を申し立てた際、X は、Y は4 週間の友好的な協議を経ずに仲裁を申し立てたので、本件申立は不適法であるとして訴訟を提起した。Y は、協議をする義務を定める条項は法的拘束力を有しないと主張したが、高等法院は、期間を定めた協議を仲裁の条件とする旨を定める条項は十分に明確であり法的拘束力を有するとしてこの主張を斥けた。ただし、本件仲裁は、協議開始から4 週間経過後に申し立てられたので、この条件を満たし適法であると判示した。」

「1-2 仲裁地と仲裁を行う場所

仲裁地（the seat of the arbitration）とは仲裁手続（仲裁管轄の有効性、仲裁判断取消しの可否を含む）を規律する法の所在する国のことで、実際に仲裁を行う場所と常に一致するわけではない。仲裁地は原則として当事者間の合意で定まり仲裁手続完了まで不変だが、仲裁を行う場所は仲裁廷が適宜に決定し変更することができる。当事者間に仲裁地に関する明確な合意がない場合は、仲裁を行う場所が仲裁地と推定される（仲裁法3条）（⑧）。

⑧ *Shagang South-Asia (Hong Kong) Trading Co Ltd v Daewoo Logistics* [2015] EWHC 194 (Comm): XY 間の傭船契約には、仲裁を行う場所を香港とし、準拠法はイギリス法とする旨の条項があった。Y は、イギリス仲裁法の規定に従ってロンドンで仲裁申立をして仲裁判断を得たが、X は、仲裁地は香港であり仲裁人は香港の仲裁法に従って選任すべきだったと主張し、仲裁判断の取消しを求めた。高等法院（商事裁判所）は、準拠法をイギリス法とする旨の条項は紛争解決の実体法に関する合意であると解釈し、仲裁地に関する明確な合意がない以上、仲裁を行う場所として合意された香港が仲裁地であると判示して X の申立を認めた。」

○ 273 頁（第22章2. 仲裁の管轄）：同頁8 行目「ただし、」を「イギリスがEU に加入していた2020 年12 月まで、」に変更し、同頁10 行目「できない(①)。」を「できなかった(①)。」に変更する。さらに、その後に以下の文及び⑨事件を追加する。

「しかし、現在のイギリスの裁判所はEU 法の拘束を受けないので、EU 域内の訴訟を禁止することもできる。仲裁合意違反の訴訟提起に対するその他の対策としては、イギリスで仲裁手続を開始し、裁判所ではなく仲裁廷に、暫定的な

仲裁判断として相手方に対する訴訟禁止命令を発してもらう方法が有効である(⑨)。」

「⑨ *Case 536/13 Proceedings concerning Gazprom OAO* [2015]: ロシア法人 X は、ストックホルムの仲裁廷が暫定的仲裁判断として下した Y に対する訴訟禁止命令の執行をリトアニアの裁判所に求めた。Y は、EU 域内の裁判所に提起された訴訟に対する他の裁判所による訴訟禁止命令を禁ずる欧州裁判所の判例法(上記①)を引用し、B I 規則上、EU 域内の訴訟を禁ずる仲裁判断は許されないと主張して争ったので、リトアニア裁判所はこの問題を欧州裁判所に付託した。欧州裁判所は、B I 規則は仲裁判断の承認及び執行には適用されないので、訴訟禁止を命ずる仲裁判断の執行を拒絶することはできないと判示した。」

○ 275 頁(第 22 章 4. 国内仲裁判断の執行): 同頁下から 7 行目「仲裁判断の」の後に「差戻し又は」を挿入し、同行「(同法 67 条、68 条)。」の後に以下の文及び⑩事件を挿入する。

「ただし、仲裁判断の取消しが認められるのは、元の仲裁廷への差戻しが不適当な場合に限られる(同法 68 条 3 項、⑩)。」

⑩ *Secretary of State for the Home Department v Raytheon Systems Ltd* [2015] EWHC 311 (TCC): 雇用主 X と使用人 Y との間の技術開発契約の解除をめぐる仲裁において、仲裁廷は、X による解除を無効とし、Y の X に対する損害賠償請求を認める旨の仲裁判断を下した。X は、この仲裁判断には Y の落ち度及び損賠賠償額算定の根拠に関する考慮を怠った点において重大な異常事由があるとして、仲裁法 68 条に基づいて裁判所に仲裁判断の取消しを求めた。高等法院(技術・建設裁判所)は、仲裁判断の取消しは、元の仲裁廷に差戻した場合と別の仲裁廷による仲裁のやり直しを求めた場合の費用、時間及び公平性について比較考慮し、差戻しでは不適当な場合にのみ認められると述べた。本件については、(i) 高額な損害賠償請求額に鑑み、重大な異常事由がもたらす結果がきわめて重いこと、(ii) そのような異常な判断をした仲裁廷に差戻されて同じ判断が下された場合は公平性が疑われること、及び (iii) 取り消した場合は無駄な費用がかかるおそれはあるが、損害賠償請求額に鑑みれば不均衡というほどではないことなどを考慮し、仲裁判断を取り消した。」

○ 276 頁(第 22 章 5. 外国仲裁判断の執行): 同頁 16 行目「契約の準拠法にかかわらず」から 17 行目「(④)。」までを、「当事者間に準拠法の合意がある場合はその法律、そうでない場合は仲裁合意と最も密接に関連する地、すなわち仲裁を行った地の法律を適用して判断する(④、⑪)。」に変更し、同頁 17 行目「(④)。」の後に「なお、契約準拠法の定めがある契約に仲裁合意条項があるときは、当該契約準拠法が仲裁合意の準拠法となる(⑫)。」を挿入する。また、同頁下から 4 行目「裁判所は、」の後に、「本件では当事者間で仲裁合意の準拠法を特に合意していないので、」を挿入し、277 頁 1 行目の後に、改行して以下

の⑪事件と⑫事件を挿入する。

「⑪ *Enka Insaat Ve Sanayi AS v OOO Insurance Company Chubb* [2020] UKSC 38: トルコのエンジニアリング会社 X は、ロシアの発電所内の工事を請け負っていたが、工事中に発電所に火災が発生し重大な損害を生じさせた。保険会社 Y は、発電所に賠償保険金を支払った後、X に対してロシアで訴訟を提起し、発電所に代位して、工事請負契約違反による損害賠償を請求した。しかし、X が締結した工事請負契約には、紛争解決はロンドンの仲裁により解決する旨の仲裁合意条項が含まれていた。そこで、X は、Y によるロシアにおける訴訟提起は仲裁合意違反であるとして、イギリスの裁判所に訴訟を提起し、Y に対する訴訟禁止命令を求めた。最高裁判所は、「仲裁合意の効力は、当事者間で準拠法選択の合意があるときは合意した法律、合意がないときは、仲裁合意に最も密接に関連する地の法律、すなわち仲裁地の法律による」と判示し、本件の請負契約には契約準拠法の定めも仲裁合意の準拠法の定めもないので、仲裁地であるロンドンの法律（イギリス法）が適用されると述べて Y の上告を斥けた。

⑫ *Kabab-jl SAL (Lebanon) v Kout Food Group (Kuwait)* [2021] UKSC 4: レバノン会社 X は、クウェート会社 A をクウェート国内のレストラン経営に関するフランチャイジーに指名していた。フランチャイズ契約において、契約の準拠法はイギリス法、紛争解決は ICC 規則による仲裁による旨が合意されていた。その後、A は企業再編により Y の子会社となり、レストラン経営は Y が直接行うようになった。フランチャイズ契約をめぐる紛争が生じた際、X は、A ではなく Y を相手方とし、ICC 規則に従って ICC 本部があるパリで仲裁を申し立てたところ、仲裁廷は、Y に対して X へのフランチャイズ料等の支払を命ずる仲裁判断を下した。X がこの仲裁判断の承認・執行をイギリスの裁判所に求めたので、Y は「フランチャイズ契約の当事者は A であり、Y は仲裁合意をしていない」と主張して承認・執行の拒絶を求めた。最高裁判所は、「本件フランチャイズ契約にはイギリス法を契約準拠法とする合意があるので、仲裁合意があるかどうかイギリス法に従って判断される」と判示したうえ、「イギリスの契約法によれば Y は契約当事者に当たらないので、XY 間に仲裁合意は存在しない」として Y の主張を認めた。」

第 23 章 （国際契約交渉）

○ 289 頁(第 23 章 7.Subject to Contract と Without Prejudice): 同頁 13 行目「不可欠である。」を「不可欠である (③)。」に変更し、その後に改行して以下の③事件を挿入する。

「③ *Joanne Properties v Moneything Capital Ltd* [2020] EWCA Civ 1541: X と Y は、両者間の

訴訟事件を解決するための和解交渉を双方の代理人弁護士に依頼し、両代理人は、「subject to contract」の文言を入れた書面やメールの交換により交渉を続けた。その結果、すべての事項が合意に至ったので、X 代理人は Y 代理人に対し、正式な最終和解案を提示した。これを受け取った Y 代理人は、「この和解案に合意する」と回答し、訴訟手続終了の同意書を同封した。しかし、この段になって、X は和解を拒絶した。Y は、「和解契約は既に成立している」と主張したが、控訴院は、「subject to contract」の前提で交渉を開始した以上、この前提条件を放棄することを明確に合意した場合を除き、正式な契約書を交わすまで契約は成立しないと判示し、Y の言い分を斥けた。」

第 24 章 （英文契約書の作成）

【契約書の雑則に加えられる契約修正条項の効力に関し、注目すべき最高裁判決があったので紹介する。】

○ 298 頁（第 24 章 3. (12) (v)）：同頁下から 5 行目「条項である」後に「(①)」を挿入し、下から 3 行目「ではない。」の後に以下の文を挿入したうえ、下から 2 行目の後に、改行して以下の①事件と②事件を加える。

「口頭で修正の合意をした後に当該修正合意を前提とする言動をした場合は、禁反言（estoppel）により書面による合意がないことを主張できなくなることがある（②）。」

「① *Kabab-jl SAL (Lebanon) v Kout Food Group (Kuwait)* [2021] UKSC 4: X と A とは、A をレストラン経営に関するフランチャイジーとするフランチャイズ契約を締結したが、A が企業再編により Y の子会社になってからは、実質的には親会社である Y がフランチャイジーとなり、レストランを運営してきた。その後、このフランチャイズ事業をめぐる紛争において、XY 間において、フランチャイズ契約の当事者が A、Y のどちらなのかが争いになり、X は、「Y が A に代わってレストラン経営を始めたことにより、契約当事者は A から Y に更改（novation）されている」と主張した。しかし、最高裁判所は、フランチャイズ契約に契約変更は書面によるべき旨の条項があることを根拠に、「更改に関する書面が存在しない以上、契約当事者は交替していない」と判示してこの主張を斥けた。

② *Rock Advertisign Limited v MWB Business Exchange Centres Limited* [2018] UKSC 24: Y は X にオフィススペースを賃貸していたが、2012 年 3 月 30 日、X が累計 1200 ポンドの賃料を滞納したことを理由に賃貸借契約の解除を通告した。Y は、XY 間において同年 2 月 27 日に滞納賃料の繰延払いについて口頭の合意が成立していたとして、解除の効力

を争った。賃貸借契約書には、契約条項の修正は両当事者が署名した書面によらない限り効力を生じない旨の契約修正条項が含まれていた。最高裁判所は、口頭だけによる契約修正の合意であっても、その後の当事者の言動によっては禁反言（Estoppel）による拘束力が生ずる場合がある旨を認めた。ただし、本件のように口頭合意の効力を補強する追加的の言動が何ら存在しない場合、禁反言は働かないので、繰延払いの合意は拘束力を生じないと判示し、Y による契約解除を認めた。」